

第二期藤井寺市子ども・子育て支援事業計画
(素案)

令和 年 月

藤井寺市

目次

第1章 計画策定に当たって	1
1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の位置づけ	2
3. 計画の期間	3
4. 計画の策定方法	3
第2章 子ども・子育てを取り巻く状況	4
1. 人口推移と推計	4
2. 人口構造	6
3. 出生の状況	7
4. 自然動態・社会動態と婚姻の状況	9
5. 子どものいる世帯の状況	10
6. 女性の就業状況	12
第3章 教育・保育事業、子育て支援サービス等の状況	13
1. 幼児教育・保育事業について	13
2. 様々な子育て支援事業	18
3. 小・中学校の状況	22
4. 保健・医療サービスについて	23
5. 相談事業や地域での子育て支援の基盤整備について	27
6. 経済的支援について	33
第4章 ニーズ調査の結果について	34
1. 調査概要	34
2. 結果概要	35
第5章 基本理念と施策体系	45
1. 第二期計画の基本理念	45
2. 計画の基本目標	46
第6章 施策の展開	48
基本目標Ⅰ. 子どものための教育・保育を推進します	48
基本目標Ⅱ. 地域や家庭での子育て支援を推進します	60
基本目標Ⅲ. 子育てのしやすいまちづくりを推進します	77
第7章 量の見込みと確保方策	83
1. 教育・保育提供区域の設定	83
2. 就学前児童への教育・保育事業の量の見込みと確保方策	83

3. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策	87
第8章 計画の推進体制	93
1. 子ども・子育て会議の開催	93
2. 推進体制の整備	93
3. 地域における取組や活動の連携	93
4. PDCAサイクルによる検証	93
資料	94
1. 藤井寺市子ども・子育て会議条例	94
2. 藤井寺市子ども・子育て会議 委員名簿	96
3. 計画策定の経緯	97

第1章 計画策定に当たって

1. 計画策定の趣旨

現在、我が国では、生まれてくる子どもの数が年々減少しており、出生率の低下や生涯未婚率の増加が問題となっています。一方で、第一次ベビーブームに生まれた「団塊の世代」が75歳以上となる2025年が間近に迫っており、ますます少子高齢化が進む中で、核家族化や共働き世帯の増大にも見られるように、家庭のあり方にも大きな変化が訪れています。

地域社会では隣近所とのつながりが希薄となり、子育て家庭が孤立しやすく、非正規雇用率の高まりなどから生活に不安を抱える世帯が増えてきています。また、増加の一途を辿る児童虐待に関する対応や妊娠期から子育て期における切れ目ない支援の実施等、子ども・子育てを取り巻く環境が変化していく状況にあって、行政の果たすべき役割、求められるサービスも、より一層の強化が必要となっています。

我が国では、平成24年8月に待機児童の解消や幼児教育・保育の充実を主な目的として、就学前の子どもの教育・保育及び子育て支援等にかかる新たな制度を実施するため、「子ども・子育て支援法」を柱とした「子ども・子育て関連3法」が制定され、この関連3法に基づき、「子ども・子育て支援新制度」が平成27年度から施行されました。

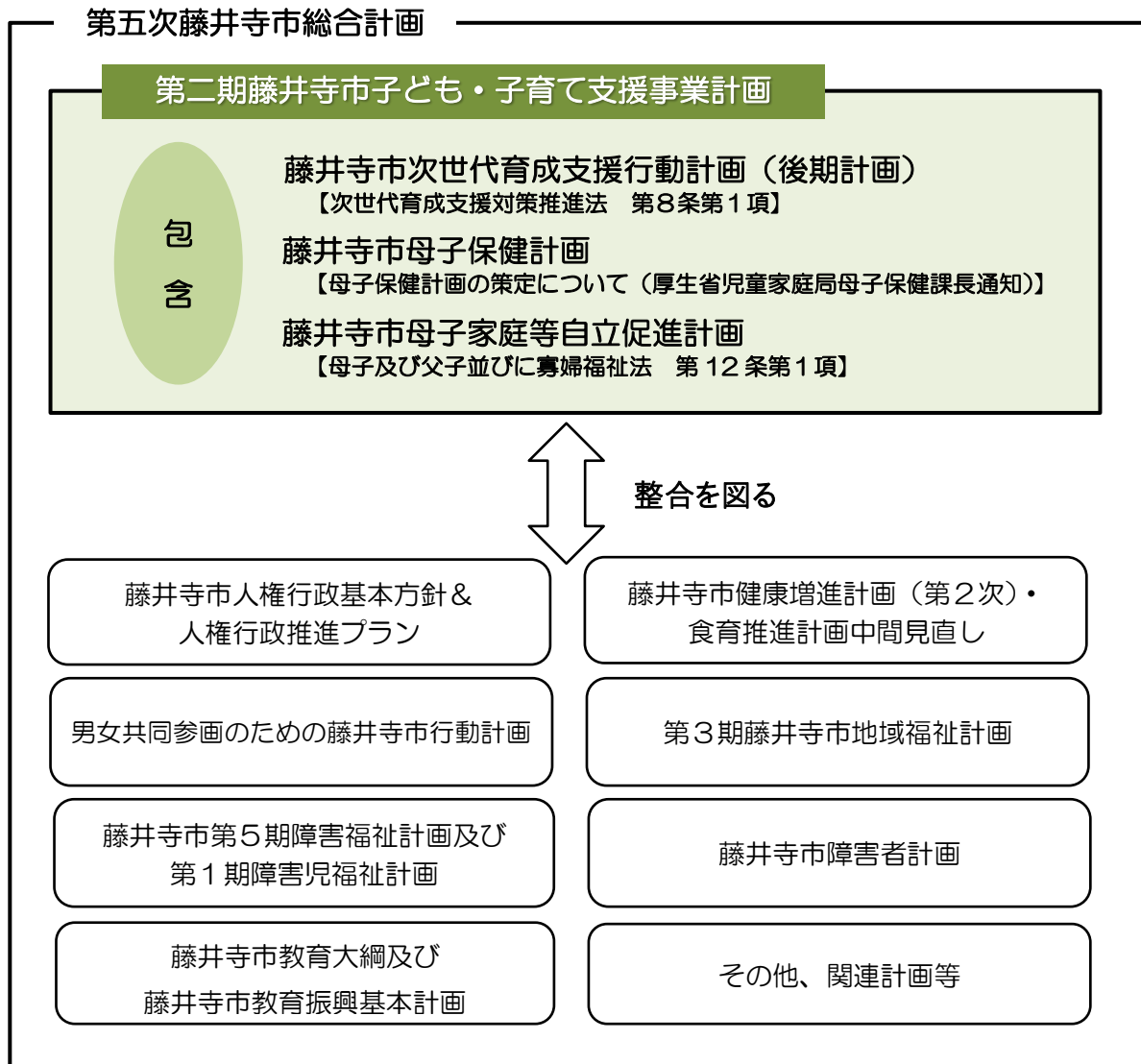
本市では、この新制度に基づいて「藤井寺市子ども・子育て支援事業計画」（以下、「第一期計画」という。）を策定し、幼児教育・保育や地域子ども・子育て支援事業に関するニーズ量を見込むとともに、乳幼児から小学生を中心とした子育て支援体制の整備と子育て家庭への様々な施策を展開してきました。

第一期計画期間中も、国においては、平成29年12月に閣議決定された「新しい経済政策パッケージ」による幼児教育・保育の無償化の実施、平成30年度から開始された「子育て安心プラン」による待機児童解消に向けた取組、令和元年度から開始された「新・放課後子ども総合プラン」による放課後児童クラブ（本市においては放課後児童会）の量的拡充、多様な働き方を選択できる社会の実現を目指す働き方改革の推進等、様々な施策や制度の改革が行われてきました。

本市においては、平成27年度から令和元年度までの5か年を計画期間としていた第一期計画が終わりを迎え、ここから得た成果や課題を検証し、子育て家庭の皆さまがより充実し、安心して暮らせるように、令和2年度以降も引き続き子ども・子育て支援に係る各施策の総合的・計画的な推進を図るため、「第二期藤井寺市子ども・子育て支援事業計画」（以下、「第二期計画」という。）を策定しました。

2. 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第 61 条第 1 項に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画として位置づけ、総合計画等の上位計画や関連計画と整合性を図った内容とします。



3. 計画の期間

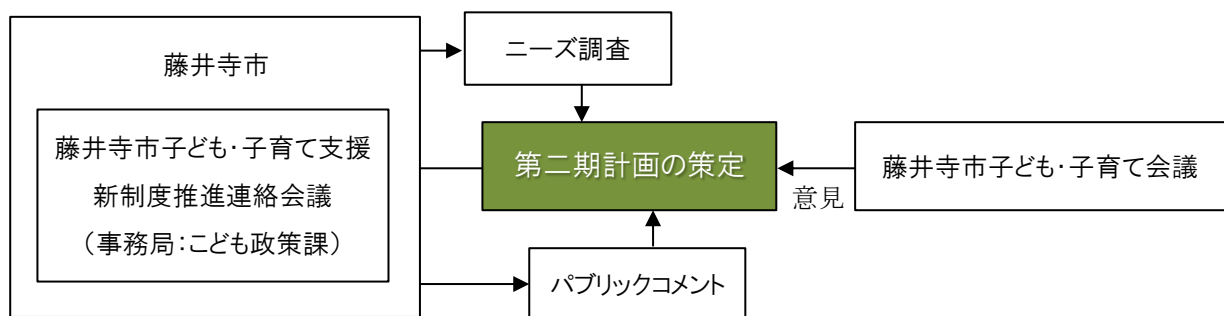
第二期計画は、令和2（2020）年度を初年度とする令和6（2024）年度までの5か年とします。なお、今後の国及び市を取り巻く社会状況の変化に対応するために、計画期間中であっても子ども・子育て会議等での審議を経て、必要な見直しを行っていくこととします。

平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
藤井寺市子ども・子育て支援事業計画					第二期藤井寺市子ども・子育て支援事業計画				

4. 計画の策定方法

（1）「子ども・子育て会議」の開催

子ども・子育て会議は、学識経験者や各種団体の代表、公募による市民等で構成されており、関係者が子ども・子育て支援に関する施策やプロセス等に直接かかわることができる仕組みです。藤井寺市子ども・子育て会議においては、第二期計画策定に関する協議・検討を行いました。



（2）「ニーズ調査」の実施

第二期計画の策定に必要な基礎資料を得るため、就学前児童及び小学生が在籍している世帯を対象として「子育て支援に関するニーズ調査」を実施しました。（第4章参照。）

（3）パブリックコメントの実施

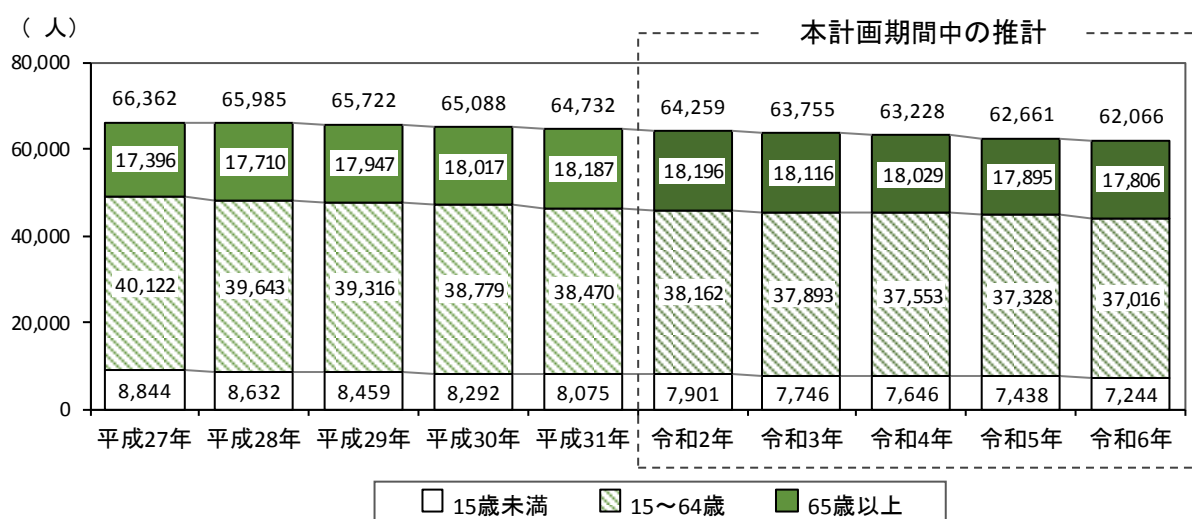


第2章 子ども・子育てを取り巻く状況

1. 人口推移と推計

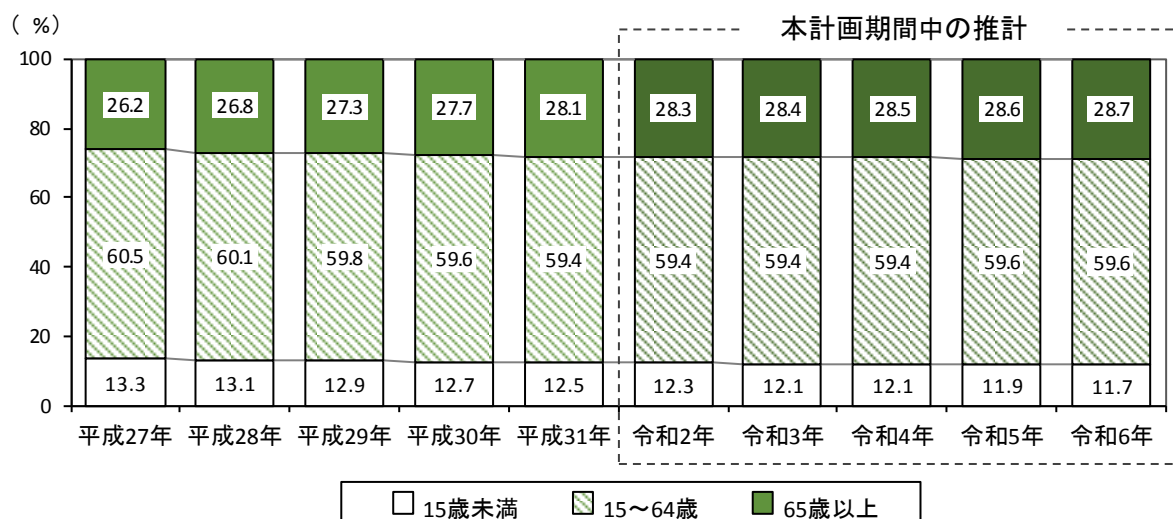
本市の総人口は年々減少を続けており、平成27年と平成31年を比較すると、1,630人の減少となっています。また、年齢三区分別の人口と総人口に占める割合で見ると、年少人口（0～14歳）と生産年齢人口（15～64歳）の減少及び高齢者人口（65歳以上）の増加により、少子高齢化が進んでいます。計画期間中の人口推計では、総人口は減少を続け、令和6年の年少人口の割合は11.7%となる見込みとなっています。

◆人口の推移と推計◆



資料：住民基本台帳（各年3月末日現在）、推計はコーホート変化率法により算出（以下、人口推計については同じ）

◆人口の割合◆

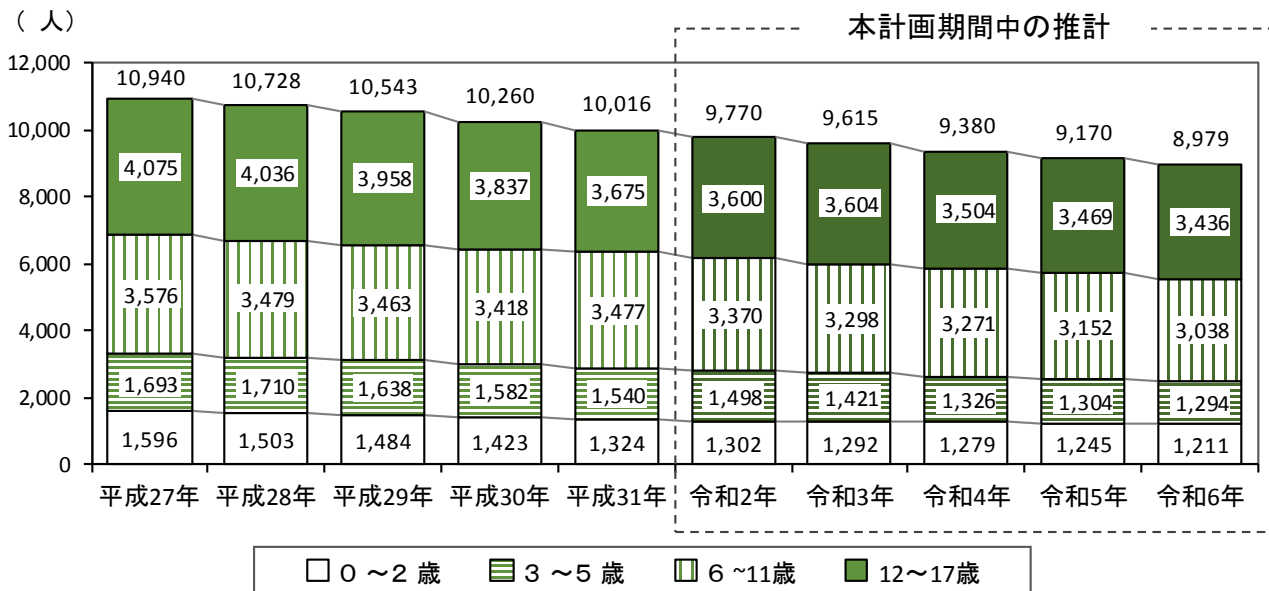


資料：住民基本台帳（各年3月末日現在）

18歳未満の子どもの人口は減少傾向で推移しており、平成27年と平成31年を比較すると924人の減少となっています。計画期間終了となる令和6年には9,000人を下回る見込みです。

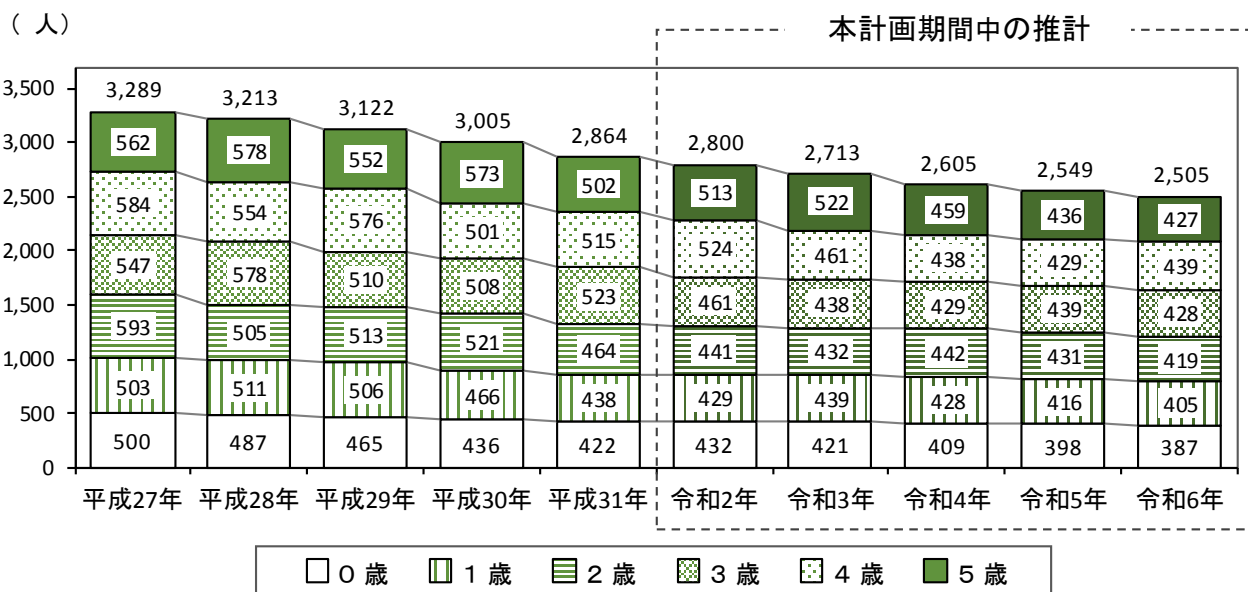
就学前児童も減少傾向で推移しており、平成27年と平成31年を比較すると425人の減少となっています。計画期間終了となる令和6年には2,500人程度となる見込みです。

◆子どもの人口推移及び推計◆



資料：住民基本台帳（各年3月末日現在）

◆年齢別就学前児童人口の推移及び推計◆

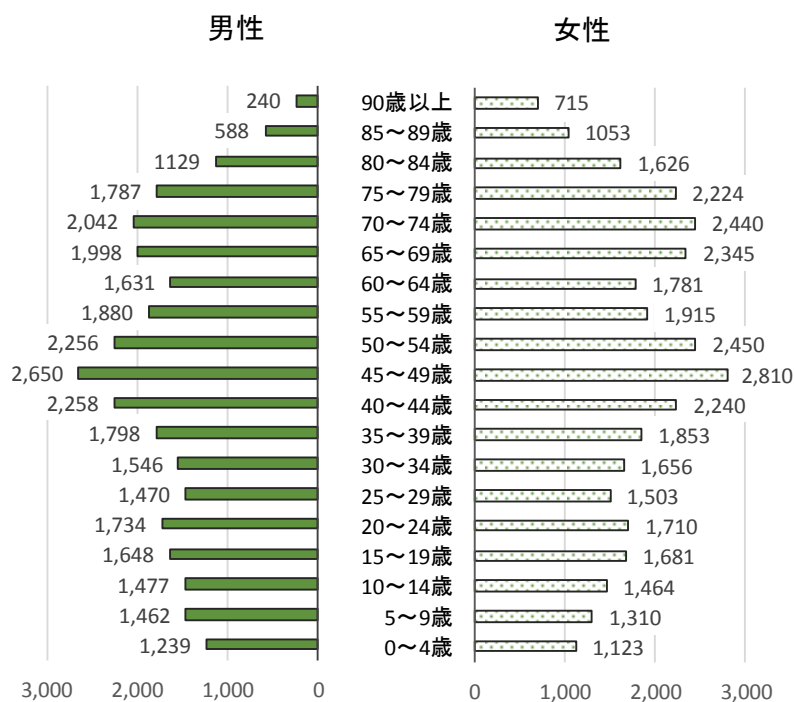


資料：住民基本台帳（各年3月末日現在）

2. 人口構造

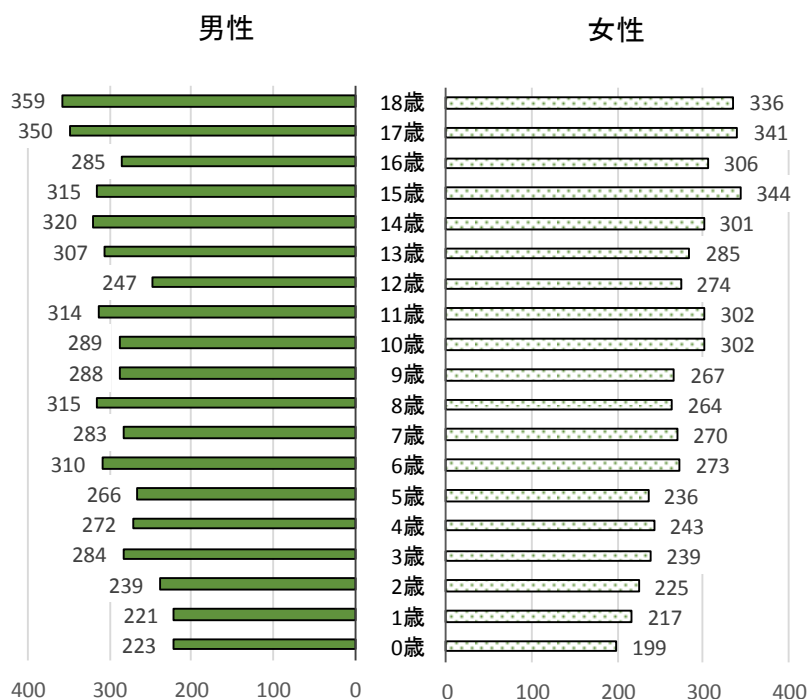
全体では、65～74歳と40～54歳の人口が多く、25～34歳と15歳未満の人口が少なくなっており、18歳以下の1歳階級で見ると、年齢が低くなるにつれて減少傾向となっています。

◆人口ピラミッド（5歳階級別）◆



資料：住民基本台帳（平成31年3月末日現在）

◆人口ピラミッド（18歳以下の1歳階級別）◆

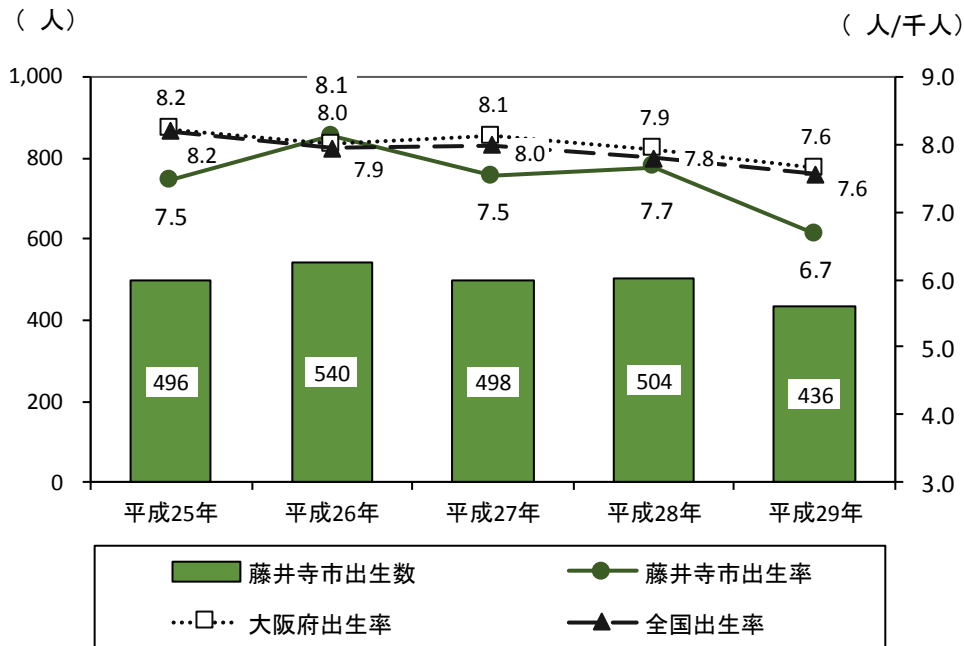


資料：住民基本台帳（平成31年3月末日現在）

3. 出生の状況

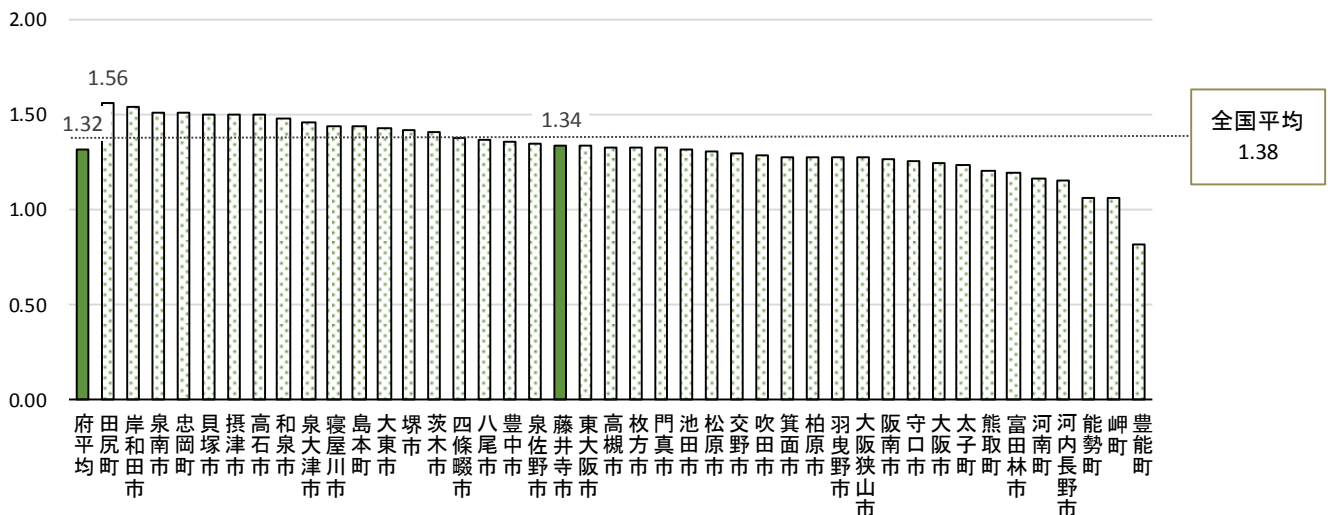
出生数・出生率ともに、近年は横ばいでしたが、平成29年は減少しました。出生率は、全国及び府と比べて低い値で推移しています。また、合計特殊出生率は府内市町で比較すると、全国平均よりも低く大阪府の平均と同程度となっています。

◆出生数と出生率◆



資料：住民基本台帳

◆合計特殊出生率（府内市町比較）◆



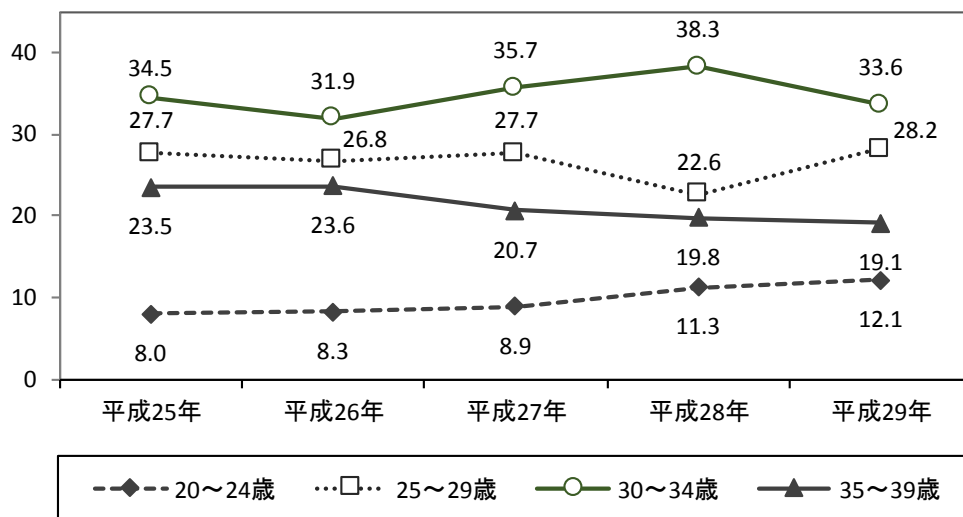
資料：人口動態統計特殊報告（平成20年～平成24年の値）

母親の年齢別出生割合を見ると、30～34歳で割合が最も高くなっています。また、20～24歳で割合が年々高まっており、35～39歳で割合が年々低くなっています。

低体重児（出生時の体重が2,500g未満の新生児）については、年ごとに割合は異なりますが、概ね1割程度で推移しています。

◆母親の年齢別出生割合◆

(%)

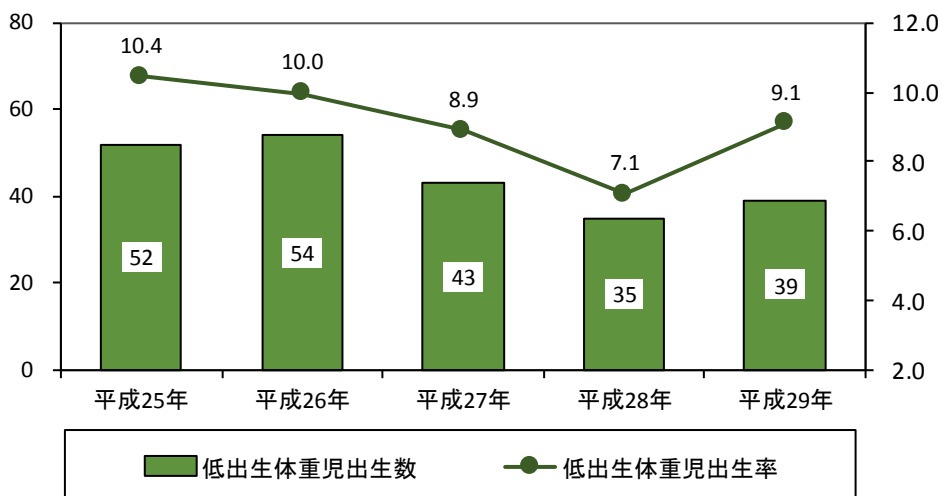


資料：大阪府主要健康福祉データ 人口動態調査

◆低出生体重児の出生数と出生率◆

(人)

(%)



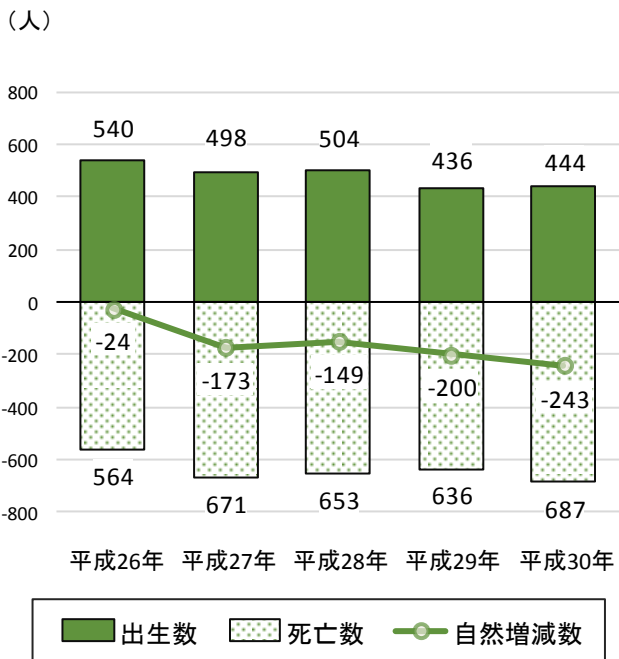
資料：大阪府主要健康福祉データ 人口動態調査

4. 自然動態・社会動態と婚姻の状況

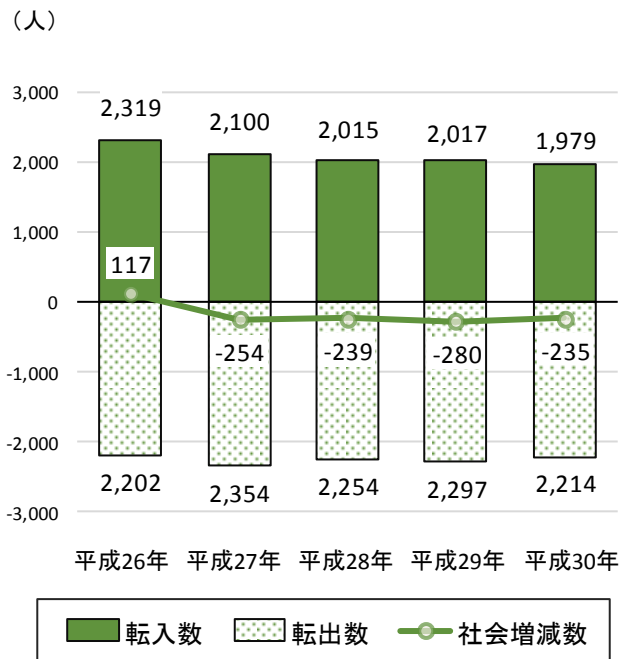
自然動態（出生数と死亡数の差）・社会動態（転入数と転出数の差）ともに減少で推移し、徐々に人口の減少傾向が強まってきています。

また、未婚率について、男性では30歳代で上昇傾向が見られ、女性ではいずれの年代においても上昇傾向が見られます。

◆自然動態◆

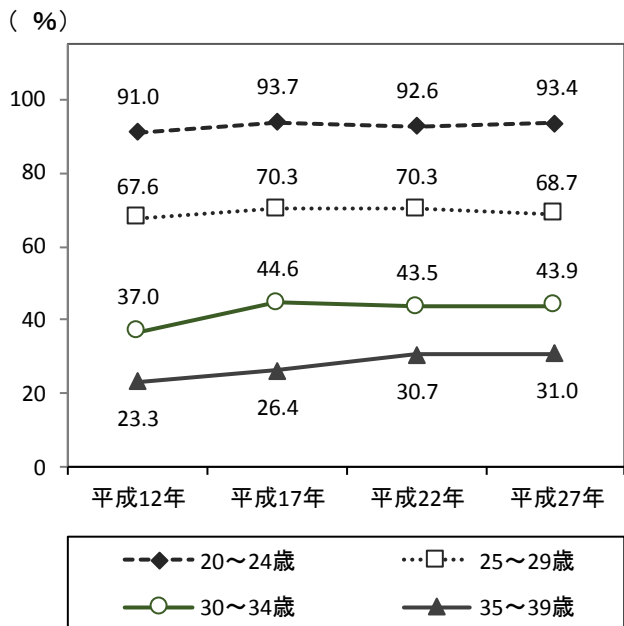


◆社会動態◆

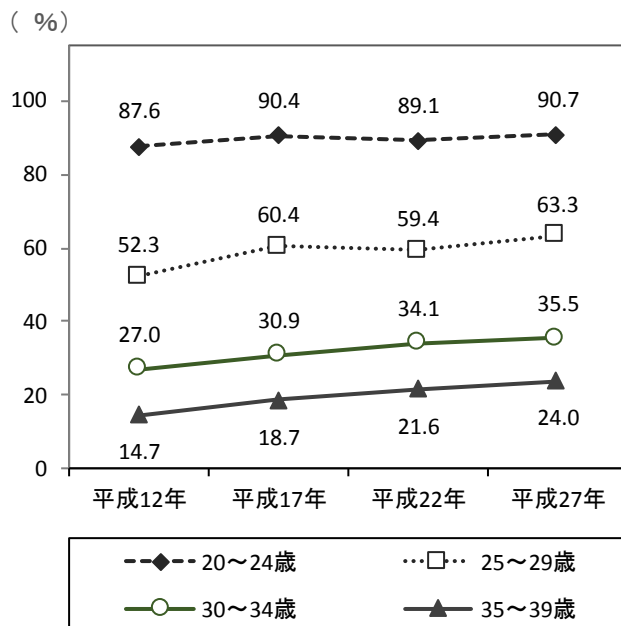


資料：住民基本台帳

◆未婚率（男性）◆



◆未婚率（女性）◆

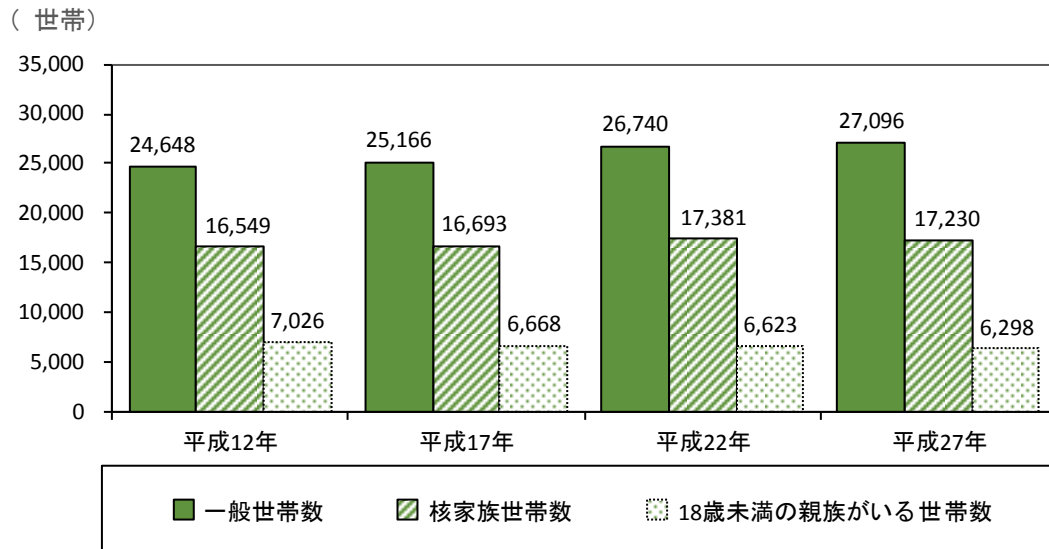


資料：国勢調査

5. 子どものいる世帯の状況

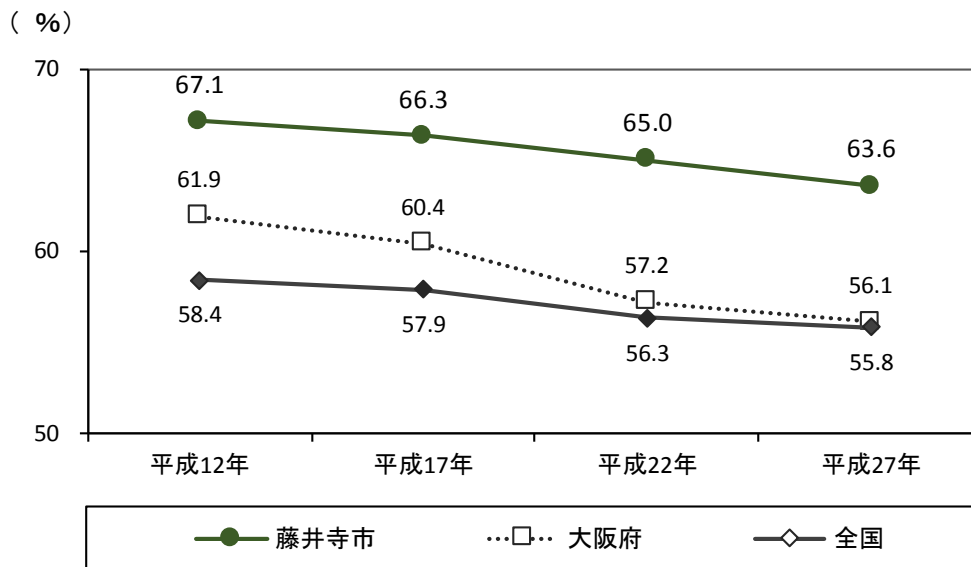
一般世帯数、核家族世帯数ともに増加傾向にあります。18歳未満の親族がいる世帯（子どもがいる世帯）数は減少傾向にあります。また、一般世帯数に占める核家族の世帯の割合では、全国及び府と比較して、藤井寺市は高くなっています。

◆子どものいる世帯数◆



資料：国勢調査

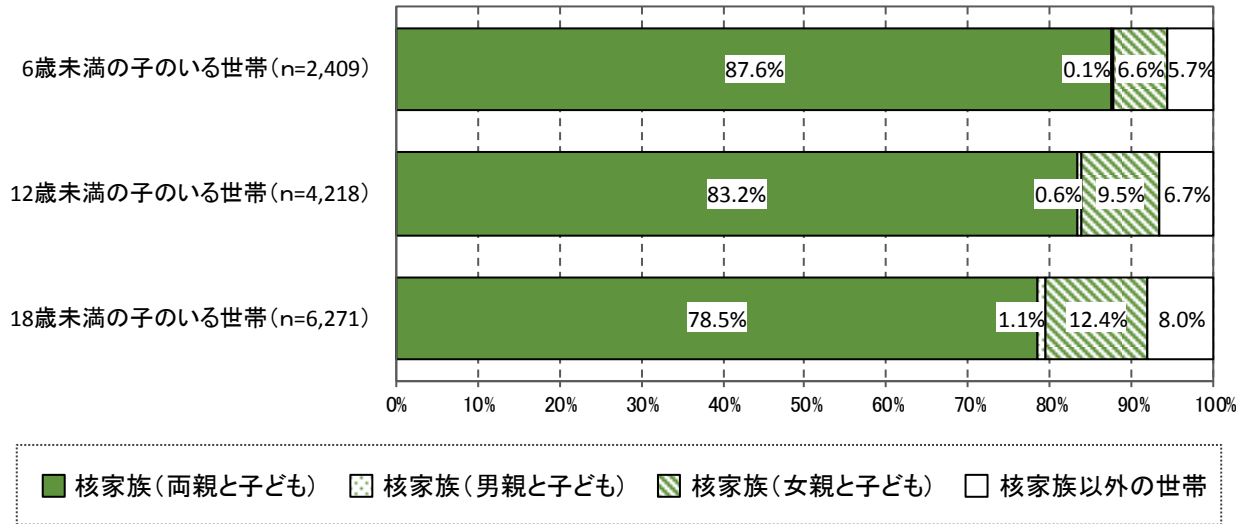
◆一般世帯数に占める核家族の世帯の割合比較◆



資料：国勢調査

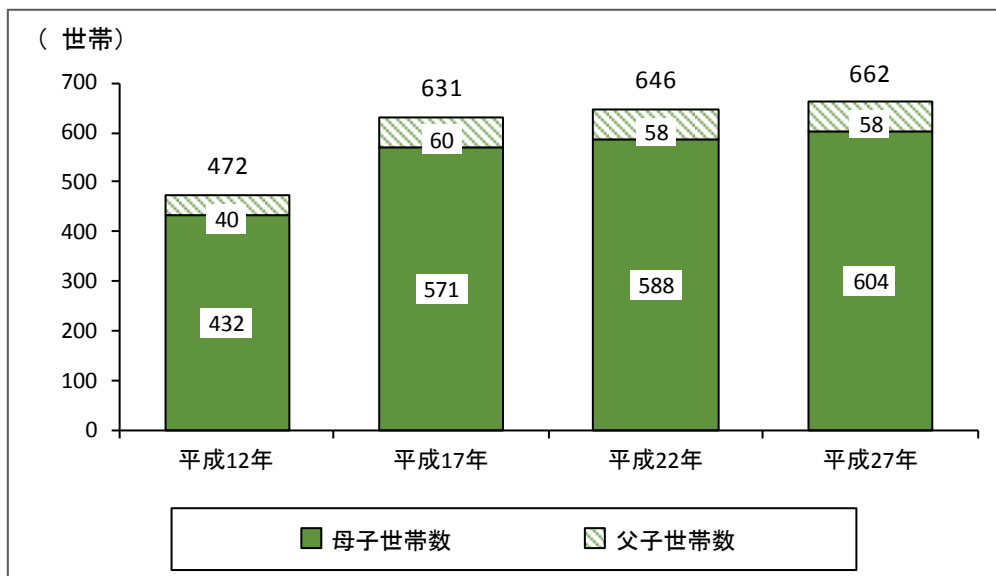
子どものいる世帯の家族形態をみると、90%以上が核家族となっており、6歳未満の子のいる世帯では6.7%、12歳未満の子のいる世帯では6.7%、18歳未満の子のいる世帯では13.5%がひとり親世帯となっています。また、ひとり親世帯数は、平成17年以降、ほぼ横ばいとなっています。

◆子どものいる世帯の家族形態◆



資料：国勢調査（平成27年）

◆ひとり親世帯数◆

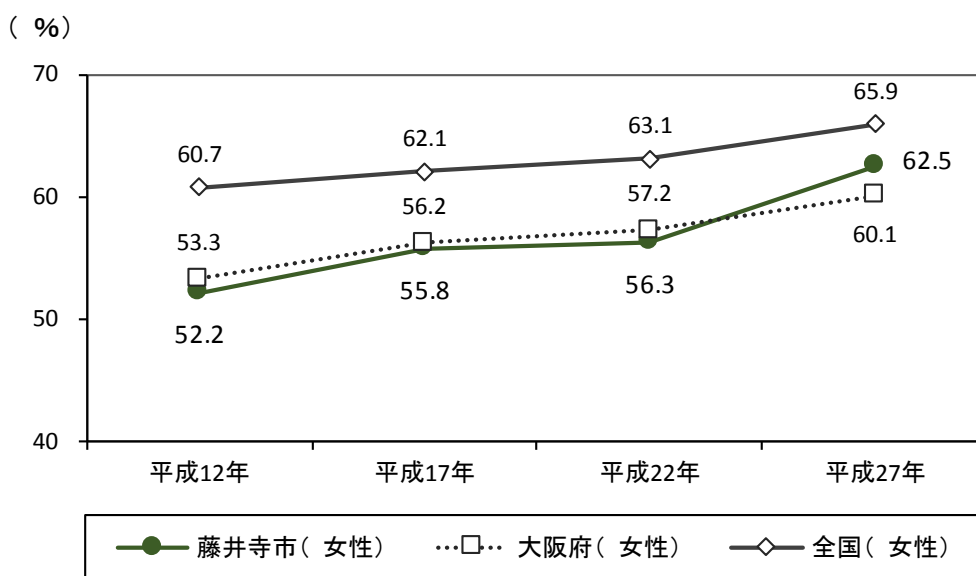


資料：国勢調査

6. 女性の就業状況

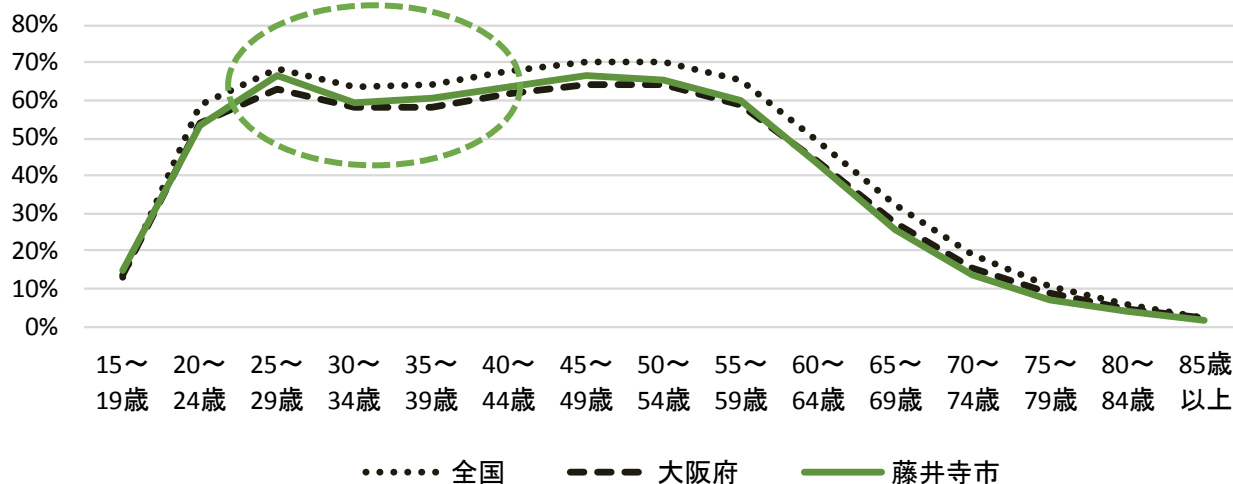
女性の子育て世代（25～44歳）の就業率をみると、全国平均より低く推移しており、府とはほぼ等しい値で推移しています。傾向としては上昇を示しており、平成12年から平成27年で10.3%もの大きな上昇となっています。年齢別に女性の就業率をみると、府とほぼ同率となっています。また、25～44歳では、出産や育児に伴う離職等により就業率が下がる、いわゆる「M字カーブ」が見られます。

◆就業率（女性：25～44歳）◆



資料：国勢調査

◆女性の就業率（5歳階級別）◆



資料：国勢調査（平成27年）

第3章 教育・保育事業、子育て支援サービス等の状況

1. 幼児教育・保育事業について

《表中の年度の表記について》

平成30年度の場合 【各年3月末日現在】 ⇒ 平成30年3月31日時点
 【各年4月1日現在】 ⇒ 平成30年4月1日時点
 【各年度末現在】 ⇒ 平成31年3月31日時点

(1) 幼稚園の状況

市内の市立幼稚園は、令和元年度現在7か所（+1分園）となっています。休園中の道明寺幼稚園川北分園は、平成31年3月末日に廃園しました。入園者数は年々減少しています。

■幼稚園の利用定員数と入園児童数の推移

単位：人

	平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		
	利用定員数	入園者数	利用定員数	入園者数	利用定員数	入園者数	利用定員数	入園者数	利用定員数	入園者数	
市立	藤井寺幼稚園	210	85	210	76	210	67	210	63	210	47
	藤井寺南幼稚園	140	49	140	52	140	48	140	44	140	36
	藤井寺西幼稚園	70	38	70	36	70	25	70	30	70	31
	藤井寺北幼稚園	140	56	140	66	140	60	140	48	140	42
	道明寺幼稚園	140	66	140	54	140	56	140	53	140	52
	道明寺東幼稚園	70	34	70	36	70	34	70	37	70	32
	道明寺南幼稚園	70	44	70	48	70	42	70	39	70	38
総計	840	372	840	368	840	332	840	314	840	278	
在籍率 (市内の市立幼稚園)	44.2%		43.8%		39.5%		37.3%		33.0%		
就学前児童総数	3,326		3,289		3,213		3,122		3,005		
入園率(全体)	11.1%		11.1%		10.3%		10.0%		9.2%		

資料：学校教育課（就学前児童総数は各年3月末日現在、それ以外は各年5月1日現在）

※野中分園は藤井寺南幼稚園に含めて記載。

※在籍率＝市内の市立幼稚園入園者数／利用定員数、入園率＝入園者数／就学前児童総数

(2) 保育所の状況

市内の認可保育所は、令和元年度現在、市立6か所、私立4か所となっています。過去5ヶ年の実績では、在籍率が100%を超えており、各施設において利用定員を超える子どもの受入が行われています。

■ 保育所の利用定員数と入所児童数の推移

単位：人

		平成 26 年度		平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度	
		利用定員数	入園者数	利用定員数	入園者数	利用定員数	入園者数	利用定員数	入園者数	利用定員数	入園者数
市立	第1保育所	120	135	120	132	120	132	120	129	120	131
	第2保育所	90	81	90	91	131	122	131	130	131	126
	第3保育所	120	145	120	145	120	142	120	139	120	142
	第4保育所	70	76	70	73	70	80	70	78	70	75
	第5保育所	80	75	80	75	80	73	80	74	80	77
	第6保育所	70	79	70	78	70	76	70	76	70	71
	小計	550	591	550	594	591	625	591	626	591	622
私立	ラミー保育園	60	66	60	69	60	63	60	59	60	55
	惣社保育園	130	152	130	149	130	151	130	153	130	145
	ふじの子保育園	60	66	60	65	60	61	60	61	60	61
	ふじの子第二保育園			75	45	75	56	75	62	75	70
	小計	250	284	328	328	325	331	325	335	325	331
市立・私立の合計		800	875	878	922	916	956	916	961	916	953
在籍率 (市内認可保育所)		109.3%		105.0%		104.3%		104.9%		104.0%	
市外認可保育所			8		8		8		7		5
総計		800	883	878	930	916	964	916	968	916	958
就学前児童総数		3,326		3,289		3,213		3,122		3,005	
入所率(全体)		26.5%		28.2%		30.0%		31.0%		31.8%	

資料：保育幼稚園課（就学前児童総数は各年3月末日現在、それ以外は各年4月1日現在）

※認定こども園に移行した2施設を除く。

※在籍率＝市内認可保育所入所者数／利用定員数、入所率＝入所者数／就学前児童総数

(3) 認定こども園の状況

市内の認定こども園は、令和元年度現在3か所となっています。

■認定こども園の定員数と入所児童数の推移

単位：人

			平成 26 年度		平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度		
			利用定員数	入所者数	利用定員数	入所者数	利用定員数	入所者数	利用定員数	入所者数	利用定員数	入所者数	
私 立	(幼保連携型) ひかりこども園	1号									15	13	
		2号	72	69	72	69	72	67	72	64	63	61	
		3号	48	40	48	41	48	31	48	41	47	40	
	(幼保連携型) ななこども園	1号					15	9	15	15	15	16	
		2号	72	68	72	68	72	64	72	61	72	65	
		3号	48	48	48	50	48	46	48	44	48	45	
	(幼稚園型) 認定こども園 藤井寺カトリック幼稚園		190	105	190	97	190	102	190	95	190	105	
	総計			430	330	430	325	445	319	445	320	460	345
	在籍率 (市内認定こども園)			76.7%		75.5%		71.6%		71.9%		75.0%	
就学前児童総数			3,326		3,289		3,213		3,122		3,005		
入所率(全体)			9.9%		9.8%		9.9%		10.2%		11.4%		

資料：保育幼稚園課

(就学前児童総数は各年3月末日現在、それ以外は1号認定が各年5月1日現在、
2号・3号認定が各年4月1日現在)

※ななこども園：平成28年度より、保育園から幼保連携型認定こども園に移行。

※ひかりこども園：平成30年度より、保育園から幼保連携型認定こども園に移行。

※藤井寺カトリック幼稚園：令和元年度より、幼稚園から幼稚園型認定こども園に移行。

※表中では便宜上、支給認定が始まる前の実績についても1号～3号に記載。

(藤井寺カトリック幼稚園では令和元年度から、それ以外の園は平成27年度から支給認定開始。)

※在籍率について、藤井寺カトリック幼稚園では平成30年度まで利用定員の設定がないため、
認可定員(190人)を用いて算出。

※在籍率＝市内認定こども園入所者数／利用定員数、入所率＝入所者数／就学前児童総数

(4) 地域型保育事業の状況

市内の地域型保育事業は、令和元年度現在、小規模保育事業A型が1か所となっています。

■地域型保育事業の定員数と入所児童数の推移

単位：人

			平成 26 年度		平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度	
			利用定員数	入所者数	利用定員数	入所者数	利用定員数	入所者数	利用定員数	入所者数	利用定員数	入所者数
私	(小規模保育事業A型) キングダム・キッズ藤井寺	3号							19	14	19	16
総計			—	—	—	—	—	—	19	14	19	16
在籍率			—		—		—		73.6%		84.2%	
就学前児童総数			—		—		—		3,122		3,005	
入所率(全体)			—		—		—		0.45%		0.53%	

資料：保育幼稚園課（就学前児童総数は各年3月末日現在、それ以外は各年4月1日現在）

(5) 保育ニーズの推移

平成26年度と平成30年度の年齢別の入所児童数をみると全年齢において増加が見られ、特に1・2歳児を中心に保育ニーズの高まりを示しています。

■保育施設の年齢別入所児童数の推移

単位：人

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
0歳	64	83	81	76	74
1歳	164	166	172	186	175
2歳	187	217	202	212	218
3歳	227	230	239	235	236
4歳	225	239	240	245	239
5歳	241	223	238	238	243
合計	1,108	1,158	1,172	1,192	1,185

資料：保育幼稚園課（各年4月1日現在）

※保育施設＝保育所、認定こども園、地域型保育事業

保育施設の待機児童数は、平成26年度をピークにいったん減少していますが、近年になって再び上昇の兆候を示しています。年齢別にみると、特に2歳で多くなっています。

■待機児童数の推移

単位：人

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
0歳	1	0	1	1	2
1歳	15	4	3	0	1
2歳	13	0	2	6	11
3歳	4	0	1	2	1
4歳	0	0	0	0	0
5歳	0	0	0	0	0
合計	33	4	7	9	15

資料：保育幼稚園課（各年4月1日現在）

（6）認可外保育施設の状況

市内の認可外保育施設は、平成30年度末現在、5か所となっています。

■認可外保育施設の状況

単位：か所

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
施設数	3	3	3	4	5
（うち企業主導型保育事業）	（0）	（0）	（0）	（2）	（3）

資料：法人指導課、保育幼稚園課（各年度末現在）

※藤井寺市へ児童福祉法第59条の2に基づく届出のあった認可外保育施設数。

〔参考〕令和元年10月末日の現在数は9か所となっています。

（うち企業主導型保育事業4か所、うち事業所内保育施設2か所）

・事業所内保育施設は、令和元年7月に児童福祉法施行規則改正に伴い、届出対象施設へ変更となったもの。

2. 様々な子育て支援事業

(1) 地域子育て支援拠点事業

本市では、乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報提供、助言その他の援助を行う事業が行われています。

■地域子育て支援拠点事業の利用状況

		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
一般型	実施か所数(か所)	4	4	4	4	4
	利用者数(延人数)	14,073	11,897	12,103	12,355	11,891

資料：子育て支援課（各年4月1日現在）

(2) ショートステイ・トワイライトステイ

本市では、保護者の疾病、出産、親族の介護、仕事の出張等、家庭における養育が一定期間又は夜間にわたり困難な場合には、児童養護施設等において子どもを預かっています。

■ショートステイ・トワイライトステイの利用状況

ショートステイ	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
実施か所数(か所)	4	4	4	4	4
利用者数(実人数)	2	3	0	0	0
利用者数(延人数)	12	29	0	0	0
トワイライトステイ	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
実施か所数(か所)	2	2	2	2	2
利用者数(実人数)	0	0	0	0	0
利用者数(延人数)	0	0	0	0	0

資料：子育て支援課（各年4月1日現在）

(3) ファミリー・サポート・センター事業

本市では、子育ての手助けを受けたい人（依頼会員）と手助けを行いたい人（援助会員）が会員となって、子育ての援助を行うファミリー・サポート・センター事業を実施しています。平成30年度の会員数は192人、利用件数は349件となっています。

■ファミリー・サポート・センター事業の会員数と利用状況

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
依頼会員(人)	131	115	114	87	90
援助会員(人)	85	85	83	77	79
両方会員(人)	19	24	24	25	23
会員数(人)	235	224	221	189	192
利用件数(件)	1,234	788	632	426	349

資料：子育て支援課（各年度末現在。利用件数は、各年度延件数）

(4) 放課後児童健全育成事業（放課後児童会）

本市では、授業の終了後等に遊び及び生活の場を提供し、児童の健全な育成を図るため、現在、7小学校区で放課後児童会を実施しています。

■放課後児童会の利用状況

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
設置数(か所)	9	9	9	8	8
実施施設	市立小学校	市立小学校	市立小学校	市立小学校	市立小学校
定員数(人)	520	650	650	670	670
利用児童数(人)	489	479	510	560	631
1年生	198	179	198	203	223
2年生	169	162	166	177	188
3年生	114	125	130	134	142
4年生	3	7	11	37	58
5年生	4	2	2	9	13
6年生	1	4	3	0	7

資料：生涯学習課（各年5月1日現在）

(5) 病児・病後児保育事業

本市では、病児について、保育施設に通所している在園児に対して施設に付設された専用スペースにおいて、看護師等が一時的に保育を行う事業を行っています。

■病児・病後児保育の利用状況(体調不良児型のみ。)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
実施箇所数(か所)	2	4	4	4	4
利用者数(延人数)	455	1,690	1,572	1,456	1,116

資料：保育幼稚園課（各年 3 月末日現在）

(6) 養育支援訪問事業

本市では、養育支援が特に必要な家庭を訪問して、保護者の育児、家事等についての助言・支援を行うための養育支援訪問事業を行っています。

■養育支援訪問事業の利用状況

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
利用者数(延人数)	22	34	30	38	58

資料：子育て支援課（各年 3 月末日現在）

(7) その他の様々な事業

本市では、教育・保育施設において、その他の様々な特別保育等を展開しています。

■特別保育事業等の実施状況

		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
乳児保育 (人)		64	82	81	76	74
	市立	32	36	38	32	29
	私立	32	46	43	76	45
時間外保育 (人)		466	401	398	447	359
	市立	81	102	134	168	152
	私立	385	299	264	279	207
一時預かり保育 【一般型】 (延人数)		2,789	2,139	2,455	2,668	2,585
	市立	1,583	1,020	1,212	1,132	1,253
	私立	1,206	1,119	1,243	1,536	1,332
一時預かり保育 【幼稚園型】 (延人数)		0	0	1,780	2,443	7,001
	市立	0	0	675	654	1,016
	私立	0	0	1,105	1,789	5,985
障害児保育 (人)		39	32	27	39	47
	市立	36	30	22	33	41
	私立	3	2	5	6	6
わんぱく広場 (延人数)		2,171	1,647	1,633	1,443	1,279
	市立	1,825	1,490	1,495	1,250	1,067
	私立	346	157	138	193	212
園庭開放 (延人数)		1,796	1,575	1,801	1,552	1,293
	市立	1,336	1,265	1,318	1,163	797
	私立	460	310	483	389	496

資料：保育幼稚園課

3. 小・中学校の状況

市内にある市立の学校は、小学校が7か所、中学校が3か所となっています。小学校の児童数は年々減少しており、令和元年度は3,260人となっています。中学校の生徒数も小学校と同じように、年々減少しており、令和元年度は1,459人となっています。

■小学校・中学校の児童数・生徒数の推移

単位:人

		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
小学校	1年生	597	543	517	554	524
	2年生	489	591	545	518	549
	3年生	551	495	586	550	517
	4年生	566	546	493	589	550
	5年生	604	568	551	494	586
	6年生	559	613	566	554	492
	小計	3,366	3,356	3,258	3,259	3,218
中学校	1年生	587	511	565	505	508
	2年生	593	591	510	566	508
	3年生	595	601	593	511	566
	小計	1,775	1,703	1,668	1,582	1,582
合計		5,141	5,059	4,926	4,841	4,800

資料：学校教育課（各年5月1日現在）

4. 保健・医療サービスについて

(1) 母子保健サービスの状況

母子保健サービスとして、妊婦から乳幼児までを対象とした様々なサービスを提供しています。妊婦に対しては、妊娠届出者に対して「母子健康手帳」を発行し、併せて実施する面接の中で、母子保健サービスの案内や、妊婦健康診査の受診勧奨を行っています。妊婦とその家族を対象として実施した「マタニティ教室」は、妊娠・出産・子育てに関する知識を習得することを目的として実施し、平成30年度は土曜日のコースを年4回実施しており、参加人数は73人となっています。出産や子育てに関する不安の解消に向けて、保健師、管理栄養士、歯科衛生士等により実施した、面接・電話による「健康相談」・「訪問指導」では、妊産婦や乳幼児への保健指導を実施し、個々の状況に応じた相談、支援を行っています。

また平成29年度からは助産師による妊産婦への相談支援事業として産前産後サポート事業を実施しており、平成30年度からは妊婦歯科健康診査も実施しています。それぞれ平成30年度は、産前産後サポート事業利用者は455人、妊婦歯科健康診査受診者は152人となっています。

さらに、1歳児から4歳児までの経過の見守りが必要な幼児とその保護者を対象に「親子教室（カンガルー教室）」を実施しており、平成30年度の参加延べ数は968人となっています。

■妊婦等に対する事業の実施状況

		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
妊婦健康診査	受診者数(延人数)	6,403	6,202	5,888	5,645	5,211
マタニティ教室	土曜日コース(回)	6	4	4	4	4
	参加人数(人)	145	94	108	105	73
産前産後サポート事業	利用者数(人)				486	455
妊婦歯科健康診査	受診者数(人)					152

※平成29年度より産前産後サポート事業を新規で開始

資料：健康課（各年度末現在）

※平成30年度より妊婦歯科健康診査を新規で開始

■妊産婦・乳幼児保健指導の実施状況

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
面接・電話(延べ回数)	3,164	3,234	2,907	3,520	3,195
訪問(延べ回数)	1,297	1,191	1,178	1,375	1,369

資料：健康課（各年度末現在）

■親子教室(カンガルー教室)の実施状況

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
実施回数(延べ回数)	60	59	60	60	59
参加者数(延べ人数)	950	755	1,092	844	968

資料：子育て支援課

子どもの疾病の予防や早期発見を行い、健全育成を図るため、乳児一般・乳児後期・4か月児・1歳6か月児・2歳6か月児歯科・3歳6か月児の健康診査を実施しています。また経過観察健康診査として、小児科医による身体的な診察や相談を行うすくすく健診、心理相談員による発達などに関する相談を行うふれあい相談の実施も行っています。4か月児・1歳6か月児・3歳6か月児健康診査の受診率は95%以上と高くなっていますが、2歳6か月児歯科健康診査受診率は約90%にとどまっています。これら以外にも、キッズくらぶ・赤ちゃんルーム等、乳幼児の教室を実施しています。こんにちは赤ちゃん事業では、育児相談及び子育て支援の情報提供を行っています。また、幼児クッキング・親子クッキングでは、調理体験を通して食への関心を高めることにより、食育の推進を行っています。

■乳幼児健康診査の受診状況

		平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度
乳児一般	対象者数(人)	514	513	498	435	439
	受診者数(人)	485	493	478	412	422
	受診率	94.4%	96.1%	96.0%	94.7%	96.1%
乳児後期	対象者数(人)	538	523	522	467	450
	受診者数(人)	445	425	429	431	415
	受診率	82.7%	81.3%	82.2%	92.3%	92.2%
4か月児	対象者数(人)	534	501	488	437	449
	受診者数(人)	525	493	480	434	446
	受診率	98.3%	98.4%	98.4%	99.3%	99.3%
1歳6か月児	対象者数(人)	551	524	496	511	448
	受診者数(人)	545	516	489	493	426
	受診率	98.9%	98.5%	98.6%	96.5%	95.1%
2歳6か月児 歯科	対象者数(人)	560	550	530	509	506
	受診者数(人)	496	481	481	472	467
	受診率	88.6%	87.5%	90.8%	92.7%	92.3%
3歳6か月児	対象者数(人)	548	561	546	530	509
	受診者数(人)	523	530	509	511	490
	受診率	95.4%	94.5%	93.2%	96.4%	96.3%
乳幼児健康診査 未受診児対応	対応者数(人)		66	84	73	53
経過観察(身体) (すくすく健診)	受診者数(人)	168	135	137	151	149
経過観察(心理) (ふれあい相談)	受診者数(人)	213	201	205	248	234

資料：健康課（各年度末現在）

■その他母子保健サービスの実施状況

		平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度
赤ちゃん クッキング	実施回数(回)	6	6	6	6	6
	参加数(人)	129	127	107	115	117
幼児クッキング	実施回数(回)	4	4	4	4	3
	参加数(人)	110	102	81	86	68
親子クッキング	実施回数(回)	5	5	5	5	6
	参加数(人)	127	128	119	108	132
キッズくらぶ*	実施回数(回)	12	8	12	12	9
	参加数(人)	284	142	185	194	162
赤ちゃんルーム	実施回数(回)	6	5	6	6	6
	参加数(人)	169	139	174	182	190
4か月児健診時 教育	実施回数(回)	12	12	12	12	12
	参加数(人)	525	493	480	434	446
2歳6か月児歯科 健診時教育	実施回数(回)	12	12	12	12	12
	参加数(人)	496	481	481	472	467
こんにちは 赤ちゃん事業	対象家庭数(戸)	504	506	487	431	437
	訪問家庭数(戸)	499	486	477	404	425

資料：健康課（各年度末現在）

※「こどもくらぶ」が、平成27年度より「キッズくらぶ」に名称・内容変更。

(3) 障害児の状況

平成30年度現在、18歳未満の児童のうち、身体障害者手帳の所持者は34人、療育手帳の所持者は164人となっています。

■障害者手帳の所持状況(18歳未満)

単位：人

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
身体障害者手帳	42	39	39	34	34
療育手帳	145	148	156	161	164

資料：福祉総務課（各年度末現在）

(2) 医療サービスの状況

市内には病院が3か所、内科診療所は63か所、歯科診療所は44か所、合計110か所の医療施設があります。

救急医療体制については、藤井寺市医師会、歯科医師会、薬剤師会の協力のもと、休日急病診療所において初期救急医療を提供しています。2次救急には、南河内9市町村及び関係医療機関との連携により対応しており、小児救急医療としては、松原市、羽曳野市及び三市の医師会、薬剤師会等との協力のもと、準夜帯について、羽曳野市の休日急病診療所において対応しています。

子ども医療費一部助成事業については、藤井寺市内に居住地を有する中学校卒業までの児童について、医療費が1ヵ月1か所の医療機関あたり、1日につき500円まで（同月内は2日限度最大1,000円まで）、調剤薬局は自己負担なしとなります。

■市内医療施設の状況

単位：か所

病院及び診療所数	病院・診療所での診療科目数										
	内科	外科	整形外科	小児科	耳鼻科	眼科	産婦人科	皮膚科	リハビリテーション科	その他	歯科
110	35	11	9	15	5	5	2	5	11	71	44

資料：健康課（令和元年8月末日現在）

■救急医療体制の状況

救急医療	実施内容
休日急病診療所	日曜日、祝日、年末年始（12/30～1/3） 10:00～16:00 内科・小児科・歯科
小児夜間急病診療（羽曳野市立休日急病診療所・保健センター2階）	土曜、日曜、祝日、年末年始（12/30～1/3） 受付 17:30～21:30 診療 18:00～22:00 小児科

資料：健康課

■子ども医療費一部助成事業

単位：人

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
対象者数	7,253	6,649	8,193	8,029	7,919

資料：保険年金課（各年3月31日現在）

※平成28年度より対象者を小学校卒業年度末から中学校卒業年度末に拡大。

5. 相談事業や地域での子育て支援の基盤整備について

(1) 相談事業の状況

子どもや子育て全般に関する相談に対応するため、家庭児童相談室を開設しています。平成30年度には実数で337件の相談が寄せられています。

■家庭児童相談室の相談状況

単位：(実数)件

		平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度
養護相談	児童虐待相談	45	73	70	109	143
	その他の相談	24	37	61	74	105
保健相談		1	1	1	0	0
障害相談	肢体不自由相談	0	0	0	0	0
	視聴覚障害相談	0	0	0	0	0
	言語発達障害相談	0	0	0	0	0
	重症心身障害相談	0	2	1	0	0
	知的障害相談	1	1	2	0	0
	発達障害等相談	10	16	14	0	16
非行相談	ぐ犯行為等相談	0	4	1	0	0
	触法行為等相談	0	0	0	0	2
育成相談	性格行動相談	72	55	69	64	64
	不登校相談	5	3	1	2	1
	適正相談	0	0	0	0	0
	育児・しつけ相談	2	4	2	0	0
その他の相談		0	0	1	0	0
合計		160	196	223	249	337

資料：子育て支援課

教育相談では、児童・生徒、その保護者を対象に、学校生活や家庭生活等における問題や教育に関する相談を電話・面接で行っています。不登校や心配ごとをはじめとして、相談内容は多岐にわたっています。

■教育相談の相談状況

単位：(延べ)件

		平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度
電話		114	76	38	24	33
面接		50	31	20	31	50
相談 内容	性格	1	0	0	0	1
	転校	2	2	0	0	0
	非行	4	0	1	0	7
	不登校	131	78	38	25	14
	進路	5	10	3	10	29
	心配ごと	0	0	0	0	0
	就学援助	1	0	0	1	0
	教師不信	2	1	4	2	1
	学校不信	2	2	3	0	3
	適正就学	0	0	0	2	1
	いじめ	8	5	4	1	6
	その他、主訴	8	9	5	14	21
合計		164	107	58	55	83

資料：学校教育課

身近な地域の相談員として、民生委員児童委員、主任児童委員が活動しており、市民の様々な相談に応じる等の支援を行っています。

■民生委員児童委員数、主任児童委員数の推移

単位：人

	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度
民生委員児童委員	79	79	77	76	75
主任児童委員	7	7	5	7	7
合計	86	86	82	83	82

資料：福祉総務課

(2) 公共施設における子育て関連事業の状況

生涯学習センターでは、子育て家庭を支援するため、「はぐくみ学級」を開催しています。また、ボランティアによる「子育てママのおしゃべりサロン」「おはなし会」や、親同士が気軽に集い、息抜きできる場として、「親子ふれあい広場」「ファミリーシネマ」を実施しています。

■生涯学習センターにおける子育て関連事業の実施状況

事業名	事業内容
はぐくみ学級	子育て中の保護者が、講義、話しあい、参加・体験型学習等を通して、子育てのあり方を学習する。
子育てママのおしゃべりサロン	1歳前後の子どもを持つ保護者が集まり、親同士の交流を図るとともに、ボランティアによる子育て相談、託児を行う。
おはなし会	昔ばなしなどのお話や絵本の読み聞かせ、手遊びをして豊かな感性を育む。
親子ふれあい広場	3歳以上の幼児と保護者を対象に、遊びを通して子育ての楽しさや喜びを実感してもらうとともに、保護者同士の新しい出会いの場を提供する。
ファミリーシネマ	家族で楽しめるDVDを上映し、情操を養う。

		平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度
はぐくみ学級	実施回数(回)	8	6	6	6	6
	参加者数(延人数)	188	174	124	137	76
子育てママのおしゃべりサロン	実施回数(回)	11	11	11	11	11
	参加者数(延人数)	231	196	236	190	155
おはなし会	実施回数(回)	12	12	12	12	12
	参加者数(延人数)	256	168	270	225	176
親子ふれあい広場	実施回数(回)	4	4	6	6	6
	参加者数(延人数)	75	104	154	114	134
ファミリーシネマ	実施回数(回)	3	3	3	4	4
	参加者数(延人数)	166	169	151	176	151

資料：生涯学習課

図書館では、平成31年3月31日現在、50,783冊の児童図書を蔵書しています。その他、視聴覚資料として、紙芝居やCD等の充実も図っています。また、ボランティアの協力を得て、親子を対象とした「紙芝居と絵本の読み聞かせ」や「えほんとおはなしのへや」をはじめとする各種事業を実施しています。さらに、幼児や児童への読書活動を推進するため、一般市民を対象とした「ストーリーテリング入門講座」や乳幼児と保護者を対象とした「絵本の講座」も実施しています。

■図書館事業の利用状況

事業名	対象等	実施場所		平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度
紙芝居と絵本の 読み聞かせ	一般市民	図書館 視聴覚室	実施回数(回)	49	47	47	47	48
			参加者数(延人数)	522	443	537	492	262
えほんとおはなしのへや	一般市民	図書館 視聴覚室	実施回数(回)	23	24	23	23	23
			参加者数(延人数)	326	403	381	377	352
ストーリーテリング 入門講座	一般市民	図書館 視聴覚室	実施回数(回)		4		4	
			参加者数(延人数)		20		11	
絵本の講座	乳幼児と 保護者	図書館 視聴覚室	実施回数(回)	4	4	4	4	4
			参加数(組数)	21	21	21	21	21

資料: 図書館

(3) 公園の整備状況

公園については、平成30年度現在、緑地等を併せて96か所あります。その他にも、城山古墳や古室山古墳、国府遺跡といった市内にある既に公有化された国指定史跡地においては、史跡の保全のため、草刈り等の用地管理に努めており、子どもが自由に散策できる場所となっています。また、大井水みらいセンターに併設される大井ふれあいランドでも広場と緑地が無料開放されています。

■公園の整備状況

		平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度
都市公園	園数(か所)	29	29	29	29	29
	面積(㎡)	61,512	61,512	61,512	61,512	61,512
児童遊園	園数(か所)	43	43	43	43	43
	面積(㎡)	19,470	19,470	19,470	19,470	19,470
緑地	園数(か所)	10	10	10	10	10
	面積(㎡)	42,822	42,822	42,822	42,822	40,314
ポケット パーク	園数(か所)	13	13	13	12	12
	面積(㎡)	1,278	1,278	1,278	1,128	1,128
総数	園数(か所)	95	95	95	94	94
	面積(㎡)	125,082	125,082	125,082	124,932	122,424

資料：農とみどり保全課（各年度末現在）

(4) 地域組織活動の状況

平成30年度現在、市内の子ども会は8団体、会員数290人、少年少女スポーツ団体は6団体、会員数650人となっています。

■子ども会の団体数と会員数の推移

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
団体数(団体)	12	10	10	10	8
会員数(人)	365	397	349	316	290

※市こども会育成連絡協議会に加盟している団体数及び会員数。

資料：生涯学習課（各年度6月末現在）

■少年少女スポーツ団体数と会員数の推移

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
団体数(団体)	6	6	6	6	6
会員数(人)	695	690	680	670	650

資料：スポーツ振興課（各年度末現在）

(5) 安全対策の状況

現在、安全対策の一環として、保育所・幼稚園、小学校、中学校において交通安全教室を実施しています。

また、子どもの安全確保を図るため、地域住民の協力を得て、子どもが危険な状況に遭遇した場合に駆け込める場所として「子ども 110 番の家」を実施しており、平成 30 年度現在、登録数は 448 件となっています。

■犯罪・交通事故の発生状況 羽曳野署管内（ ）書きは藤井寺市域

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
刑法犯発生数(件)	2,704(1,032)	2,237(783)	1,898(691)	1,531(596)	1,190(475)
凶悪犯	19(14)	12(3)	9(3)	20(9)	8(0)
窃盗犯	2,082(777)	1,728(560)	1,423(504)	1,099(428)	904(358)
粗暴犯	89(33)	81(46)	84(29)	74(31)	53(25)
その他	514(208)	416(174)	382(155)	338(128)	225(92)
人身交通事故数(件)	893(281)	807(275)	630(207)	671(256)	686(244)
死傷者数(人)	1,044(325)	926(326)	740(251)	779(309)	811(286)

資料：羽曳野警察署
交通白書

■交通安全教室の実施状況(羽曳野署管内)

単位：回

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
藤井寺市立保育所・幼稚園	13	13	12	12	13
藤井寺市立小学校	7	7	7	7	7
藤井寺市立中学校	3	3	3	3	3

資料：幼・小・中実施分（学校教育課） 保（保育幼稚園課）

■「子ども 110 番の家」の登録状況

単位：件

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
登録数	448	448	448	448	448

資料：生涯学習課（各年 5 月 1 日現在）

6. 経済的支援について

経済的支援については、子どものいる家庭に支給する手当として「児童手当」、ひとり親家庭等に支給する手当として「児童扶養手当」、障害のある児童を持つ家庭に支給する手当として「特別児童扶養手当」があります。各手当受給者の状況は、次のとおりです。

■児童手当等総支給件数

		平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度
児童 手 当	0歳～3歳未満	1,377	1,273	1,248	1,207	1,070
	3歳以上～小学校終了前	5,063	4,968	4,832	4,722	4,673
	中学校終了前	1,761	1,105	1,629	1,517	1,535
特 例 給 付	0歳～3歳未満 特例給付	47	46	39	40	42
	3歳以上～小学校終了前 特例給付	297	325	331	319	354
	中学校終了前 特例給付	160	94	154	178	169
合計数		8,705	7,811	8,233	7,983	7,843

資料：子育て支援課（各年3月末日現在）

■児童扶養手当受給者数

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
受給者数	773	742	707	689	655

※受給者数については全部停止を除く
※平成22年8月から、父子家庭も対象

資料：子育て支援課（各年3月末日現在）

■特別児童扶養手当受給者数

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
受給者数	137	142	154	162	177

資料：子育て支援課（各年3月末日現在）

第4章 ニーズ調査の結果について

1. 調査概要

第二期計画を策定するに当たり、子育て支援に関する事業の利用状況や今後の利用希望等を把握するため、ニーズ調査を実施いたしました。

調査対象	就学前児童がいる世帯	小学生（1年～6年生）がいる世帯
抽出方法	平成31年1月1日時点の住民基本台帳から無作為抽出	
配布数	1,400	1,400
有効回収数	667	689
回収率	47.6%	49.2%
配布方法	郵送による配布・回収	
調査期間	平成31年1月17日～1月31日	

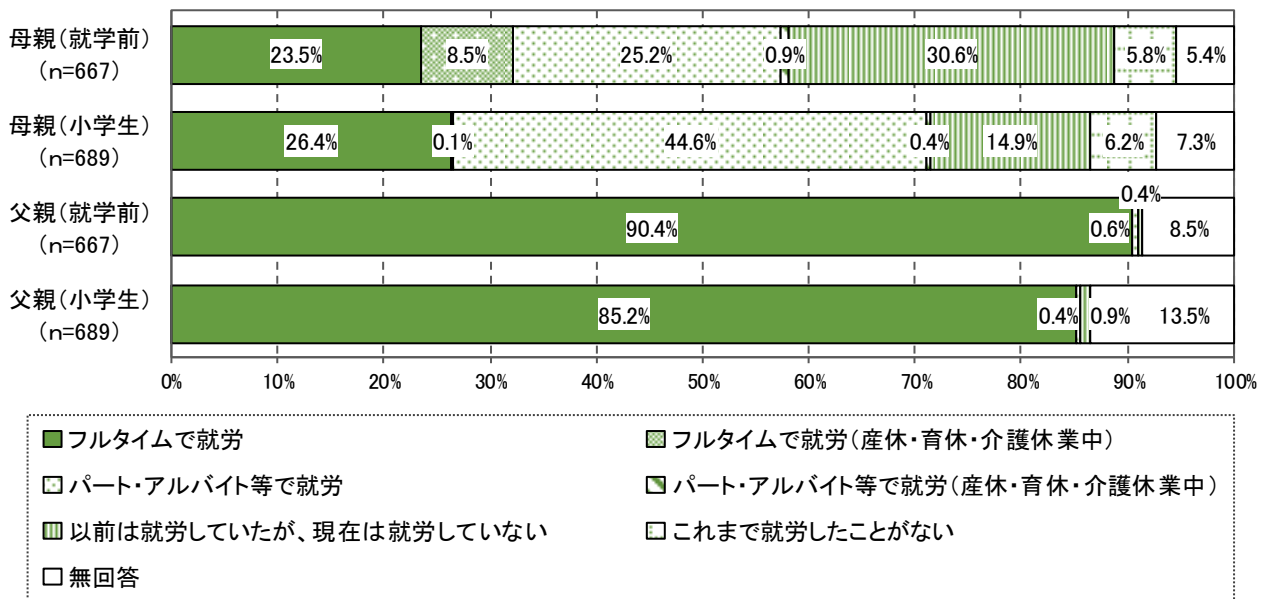
※次ページ以降のグラフについて、【MA】と記載のあるものは複数回答が可能な設問を表します。

2. 結果概要

(1) 母親・父親の現在の就労状況（就学前・小学生）

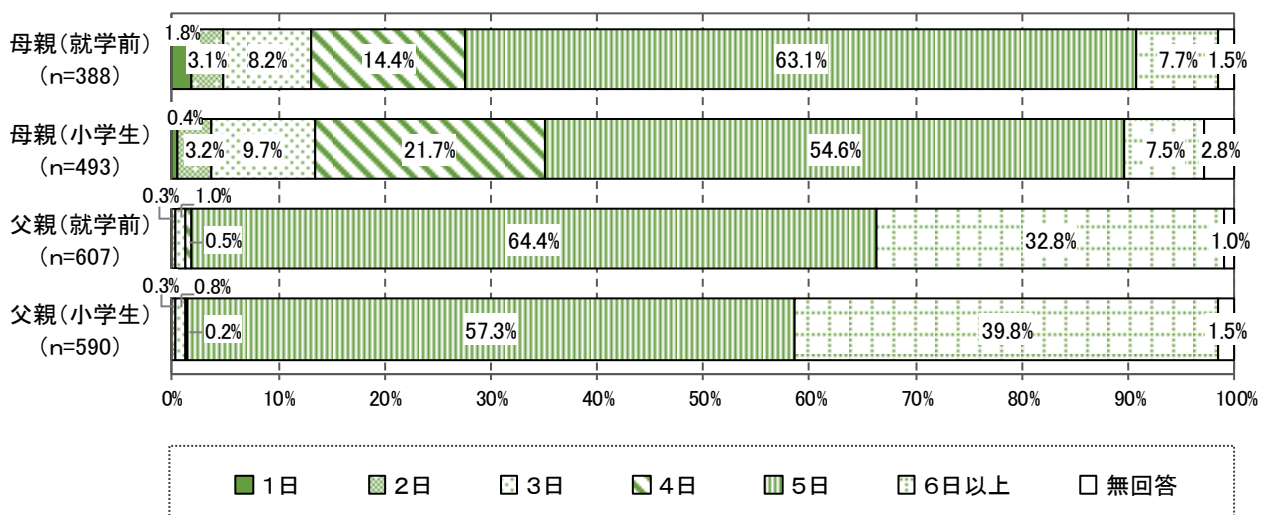
就学前児童がいる母親では“就労している”（フルタイムまたはパート・アルバイトの合計）が 58.1%、小学生がいる母親では 71.4% となっています。父親では就学前・小学生ともに、無回答を除くほとんどが「フルタイムで就労」となっています。

《母親・父親の現在の就労状況》



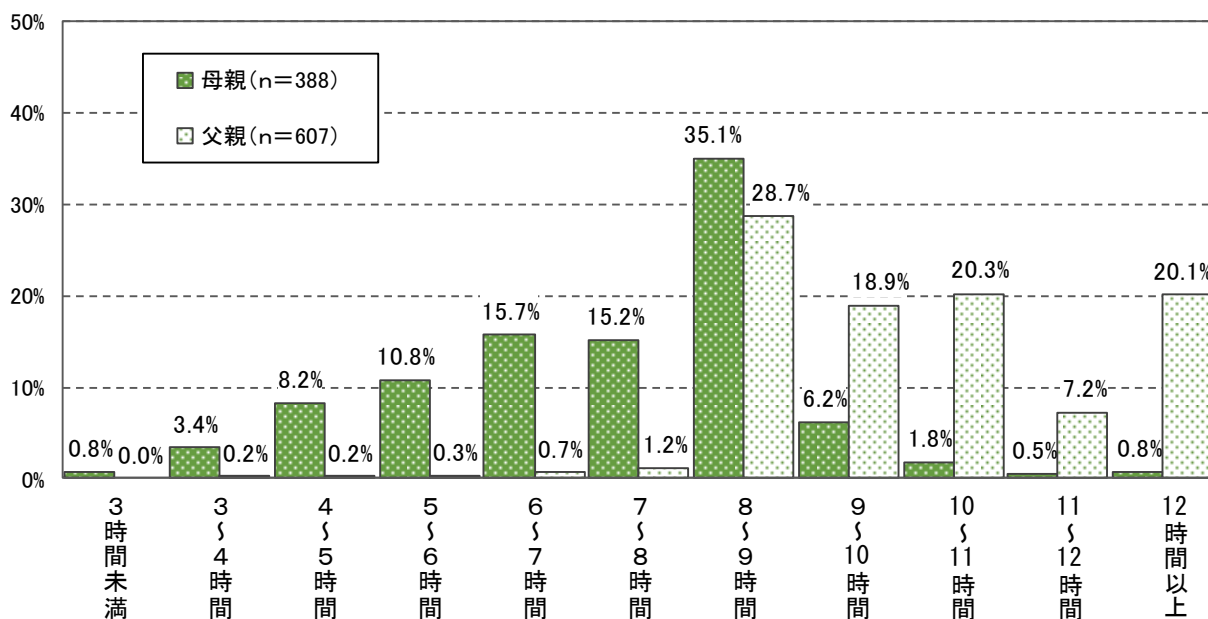
“就労している”世帯の就労日数をみると、就学前・小学生を問わず、母親・父親ともに「週5日」の割合が最も高くなっています。

《“就労している”母親・父親の就労日数》

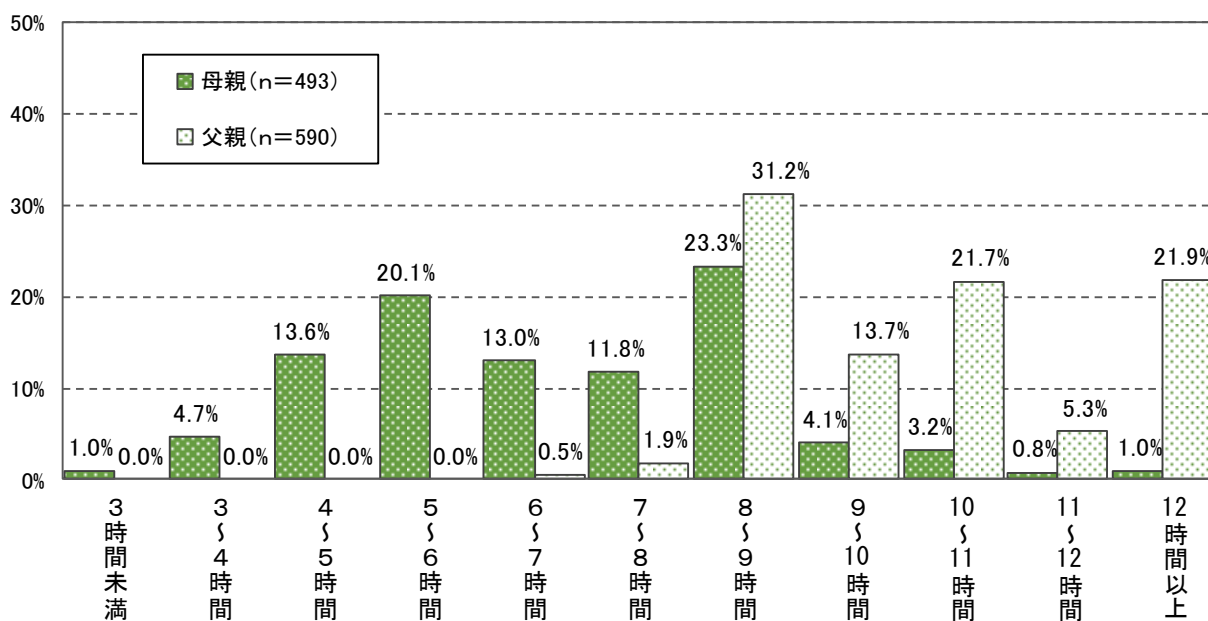


“就労している”世帯の就労時間をみると、就学前・小学生を問わず、母親・父親ともに「8～9時間」の割合が最も高くなっています。

《“就労している”母親・父親の就労時間（就学前）》

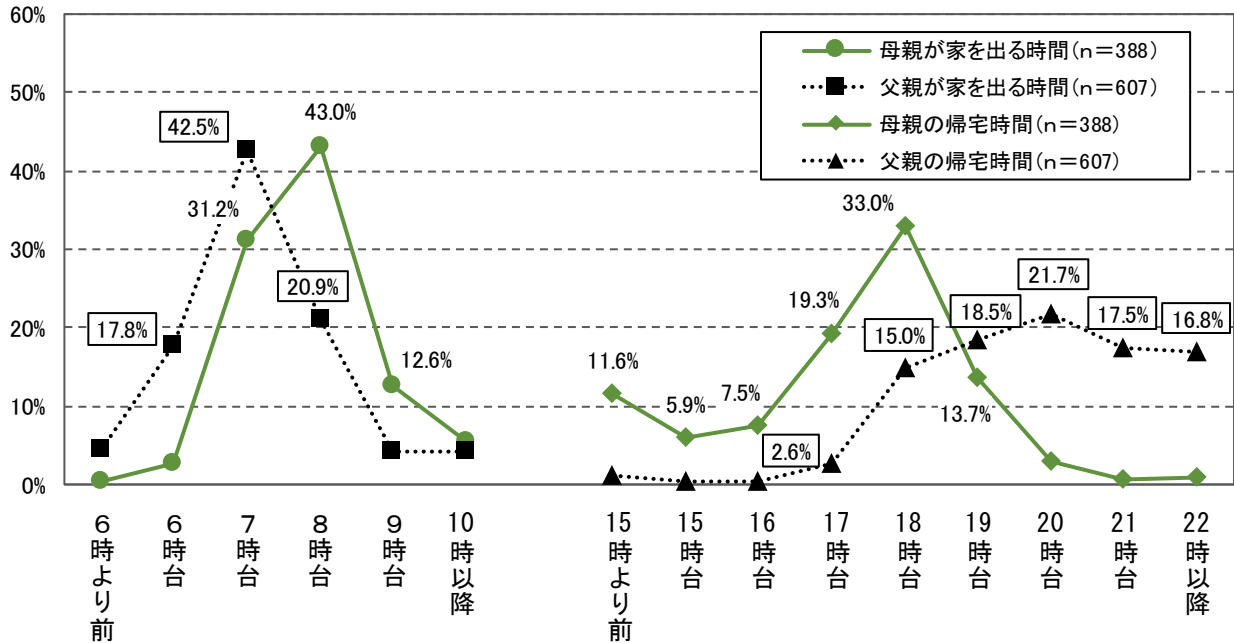


《“就労している”母親・父親の就労時間（小学生）》

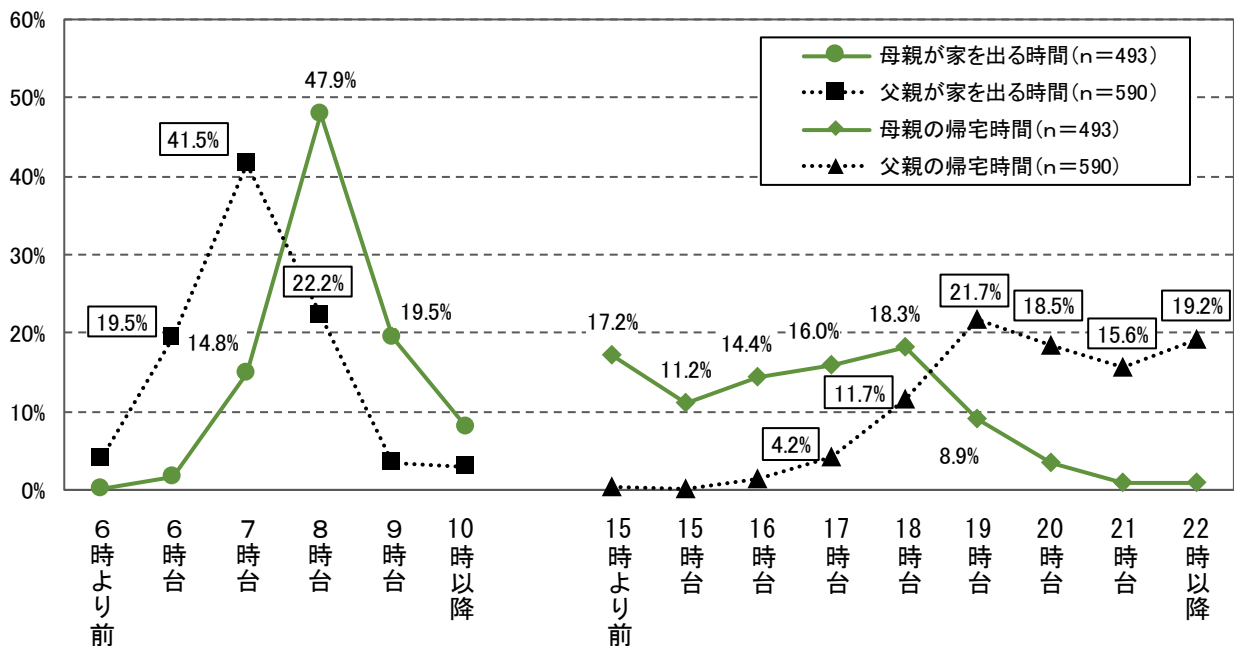


“就労している”世帯の家を出る時刻と帰宅時刻をみると、母親については家を出る時間は「8時台」、帰宅時間は「18時台」の割合が最も高く、父親については家を出る時間は「7時台」、帰宅時間は就学前児童のいる世帯は「20時台」、小学生児童のいる世帯は「19時台」の割合が最も高くなっています。

《“就労している”母親・父親の家を出る時刻と帰宅時刻（就学前）》



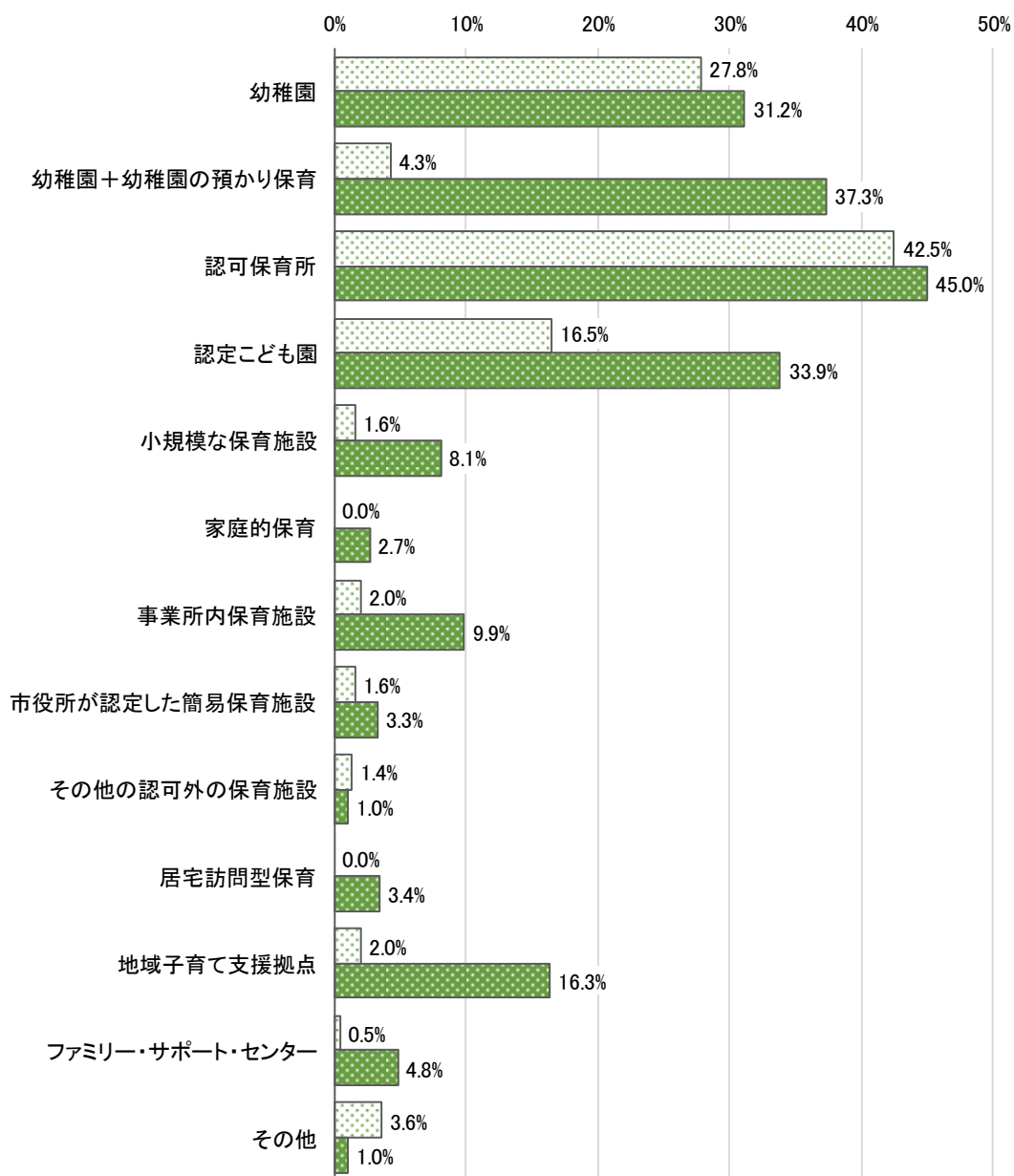
《“就労している”母親・父親の家を出る時刻と帰宅時刻（小学生）》



(2) 平日の「定期的な教育・保育事業」※の現在の利用と今後の利用意向（就学前）

平日の「定期的な教育・保育事業」について現在の利用と今後の利用意向を比べると、特に、「認可保育所」、次いで「幼稚園+幼稚園の預かり保育」、「認定こども園」、「幼稚園」の順で利用希望の割合が高くなっています。

《平日の「定期的な教育・保育事業」の現在の利用と今後の利用意向【MA】》



□ 「現在利用」 (n=442)

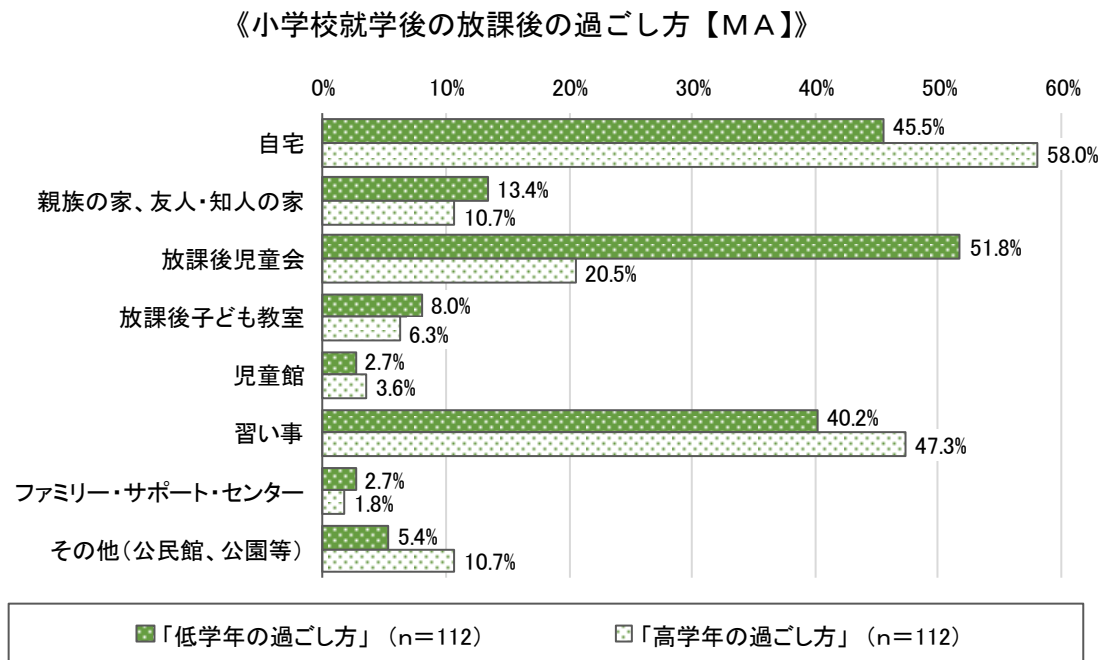
■ 「今後利用を希望」 (n=667)

※「定期的な教育・保育事業」とは、月単位で定期的に利用している教育・保育事業を指します。具体的には、保育所、幼稚園、認定こども園等の事業のことです。

(3) 小学校就学後の放課後の過ごし方（就学前）

調査時点で5歳児を持つ保護者に対し、小学校低学年のうちはどこで過ごさせたいかを尋ねたところ、「放課後児童会」が51.8%と最も高く、次いで、「自宅」(45.5%)、「習い事」(40.2%)の順となっています。また、小学校高学年になったらどこで過ごさせたいかを尋ねたところ、「自宅」が58.0%と最も高く、次いで、「習い事」(47.3%)、「放課後児童会」(20.5%)、の順となっています。

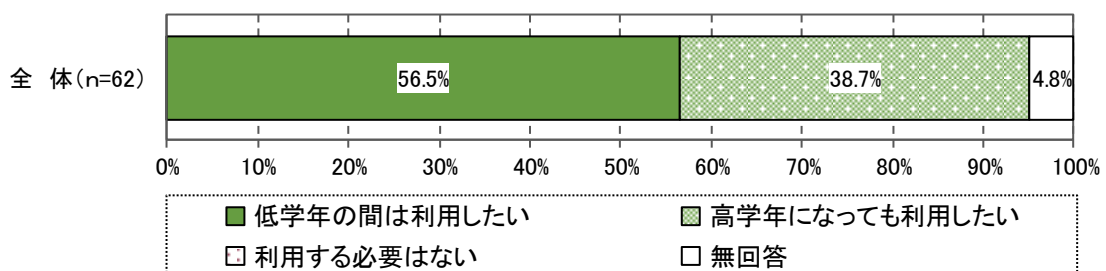
また、「放課後児童会」の利用意向をみると、低学年のうちは51.8%であるのに対し、高学年になると20.5%になっています。



(4) 長期休暇期間中の「放課後児童会」の利用希望（就学前）

調査時点で5歳児を持つ保護者に対して、夏休み・冬休み等の長期休暇期間中の放課後児童会の利用希望を尋ねたところ、「低学年の間は利用したい」と「高学年になっても利用したい」を合わせた“利用したい”の割合は95.2%となっています。

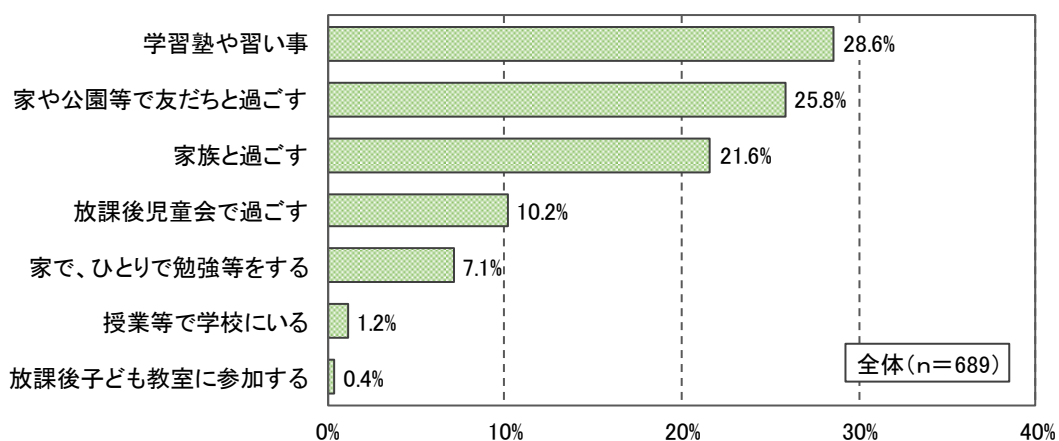
《夏休み・冬休み等の長期休暇期間中の「放課後児童会」の利用希望（就学前）》



(5) 放課後の過ごし方 (小学生)

小学生のお子さんが放課後どの場所で過ごしているかを尋ねたところ、「学習塾や習い事」が28.6%と最も高く、次いで、「家や公園等で友だちと過ごす」(25.8%)、「家族と過ごす」(21.6%)の順となっています。

《放課後どの場所で過ごしているか (16~18時)》

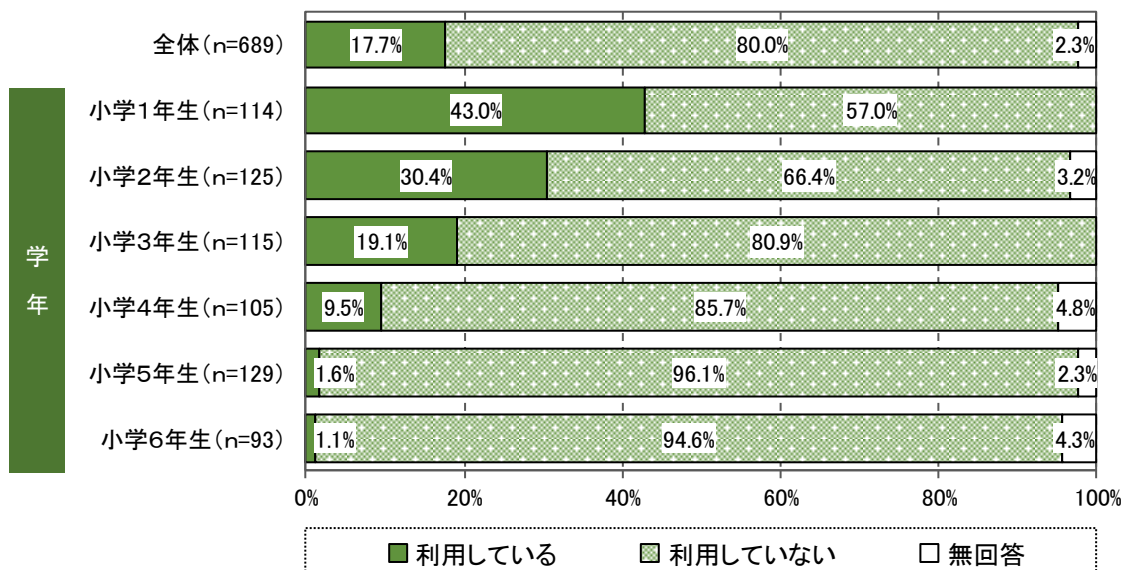


(6) 放課後児童会の利用について (小学生)

小学生のお子さんが平日に放課後児童会を利用しているかを尋ねたところ、全体では、「利用している」が17.7%、「利用していない」が80.0%となっています。

学年別で見ると、高学年ほど利用の割合は低くなっており、小学5年生以上ではほとんどの児童が利用していない状況となっています。

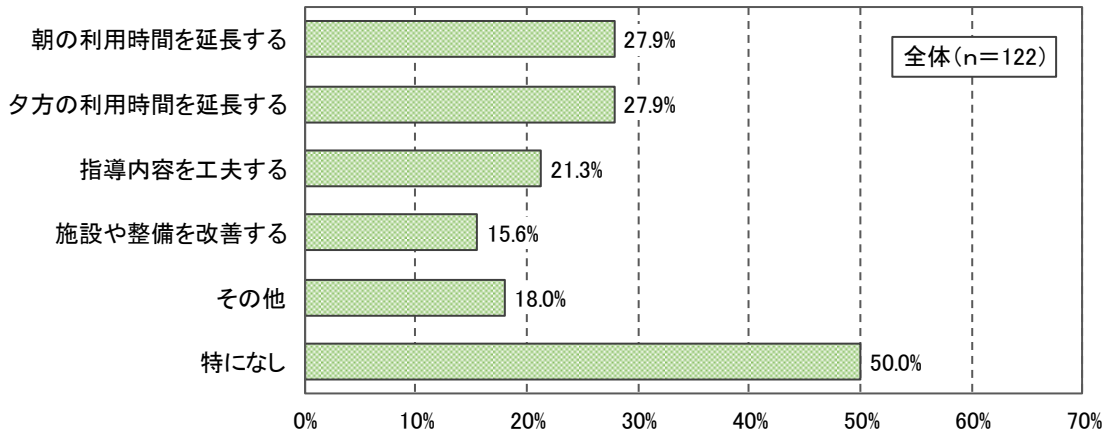
《平日に放課後児童会を利用しているか》



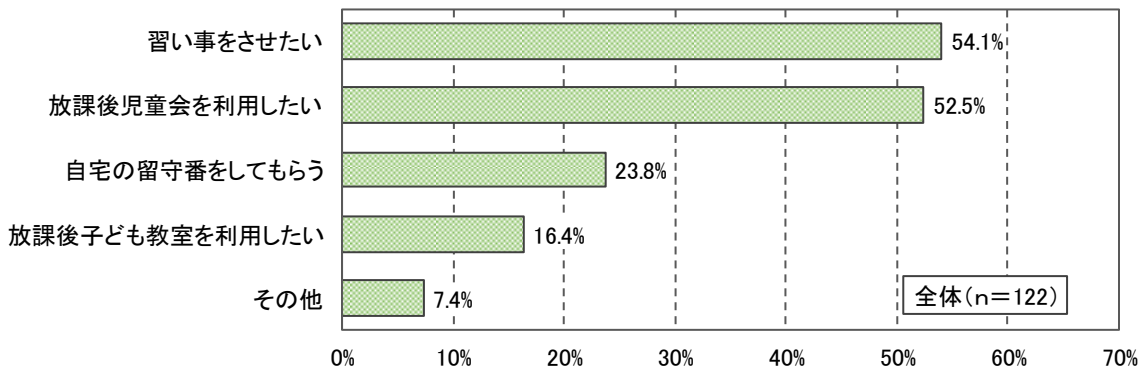
平日に放課後児童会を利用していると答えた方に、放課後児童会にどのようなことを希望するかをみると、「朝の利用時間を延長する」と「夕方の利用時間を延長する」が27.9%と最も高くなっています。

また、小学4年生以降の放課後の過ごし方をみると、「習い事をさせたい」が54.1%と最も高くなっています。

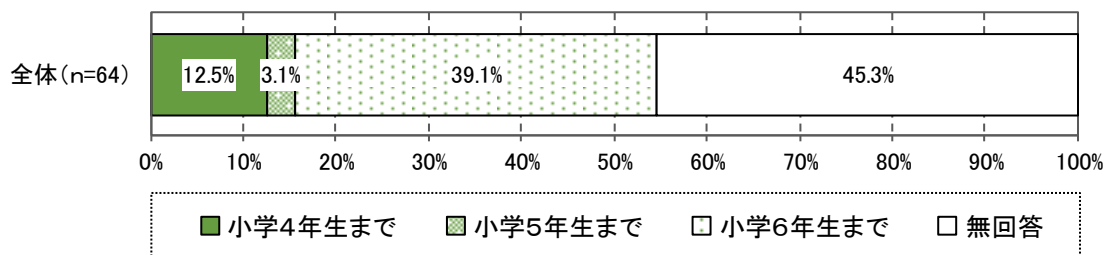
《放課後児童会にどのようなことを希望するか》



《小学4年生以降の放課後の過ごし方》



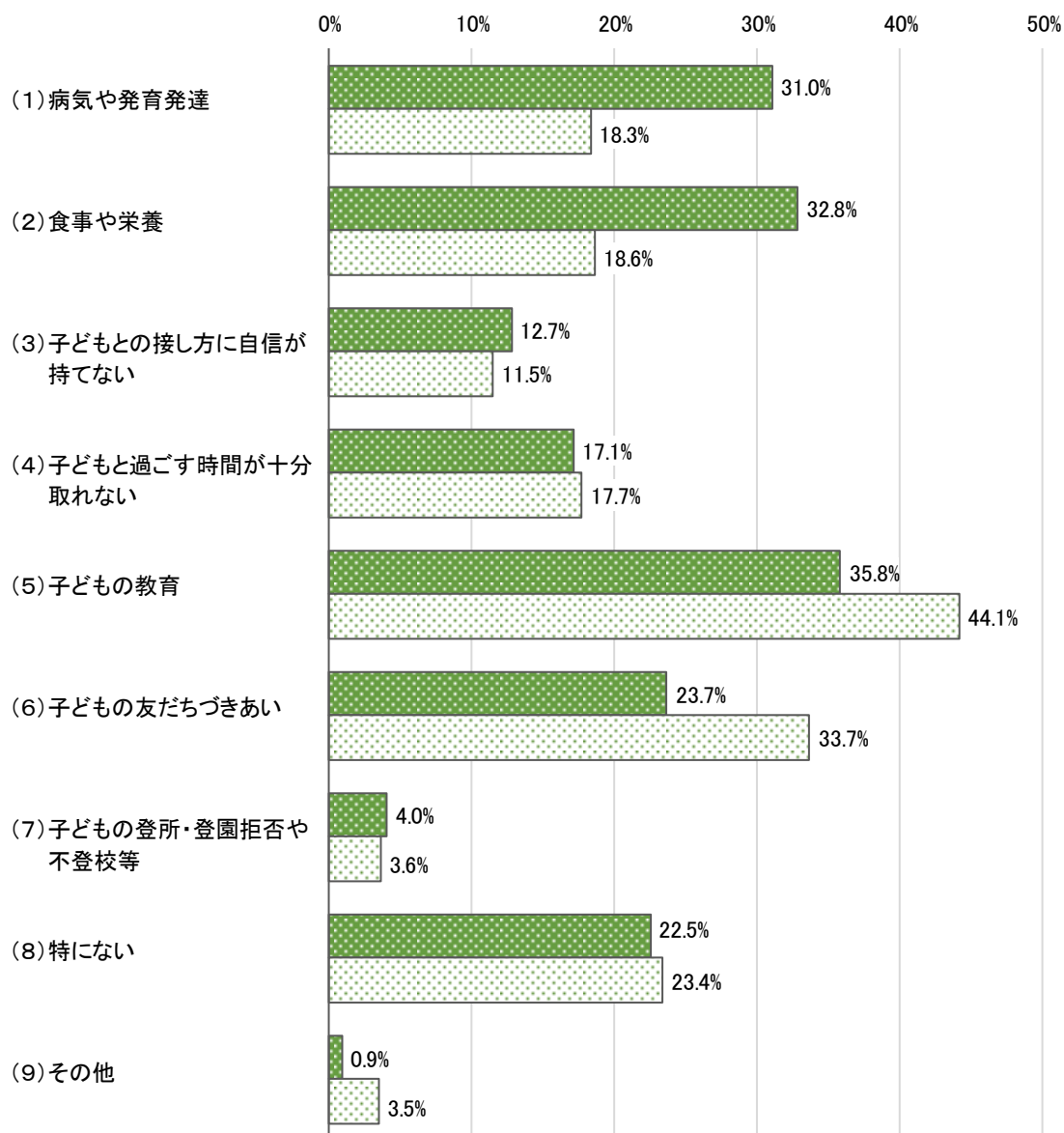
《放課後児童会を何年生まで利用したいか》



(7) 子育てについて、日頃悩んでいることや気になること（就学前・小学生）

子どもに関することをみると、就学前・小学生ともに「子どもの教育」が最も高くなっています。就学前と小学生を比べると、就学前では「病気や発育発達」、「食事や栄養」の割合が高く、小学生では「子どもの友だちづきあい」の割合が高くなっています。

《子どもに関すること【MA】》

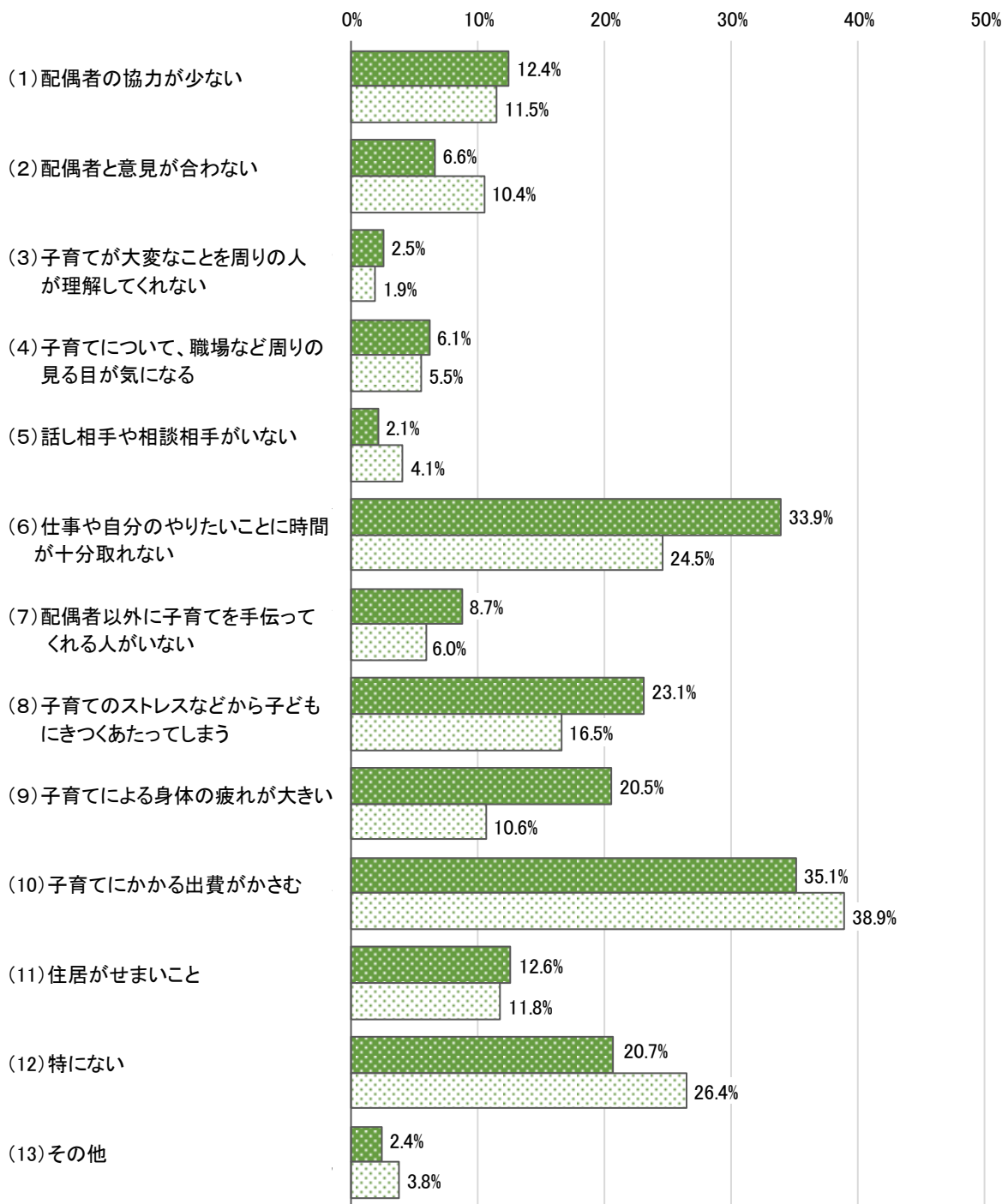


■「就学前」 (n=667)

■「小学生」 (n=689)

また、自身に関することをみると、就学前・小学生ともに「子育てにかかる出費がかさむ」が最も高くなっています。就学前と小学生を比べると、就学前では「仕事や自分のやりたいことに時間が十分取れない」、小学生では「配偶者と意見が合わない」の割合が高く、小学生では「配偶者の協力が少ない」の割合が高くなっています。

《自身に関すること【MA】》



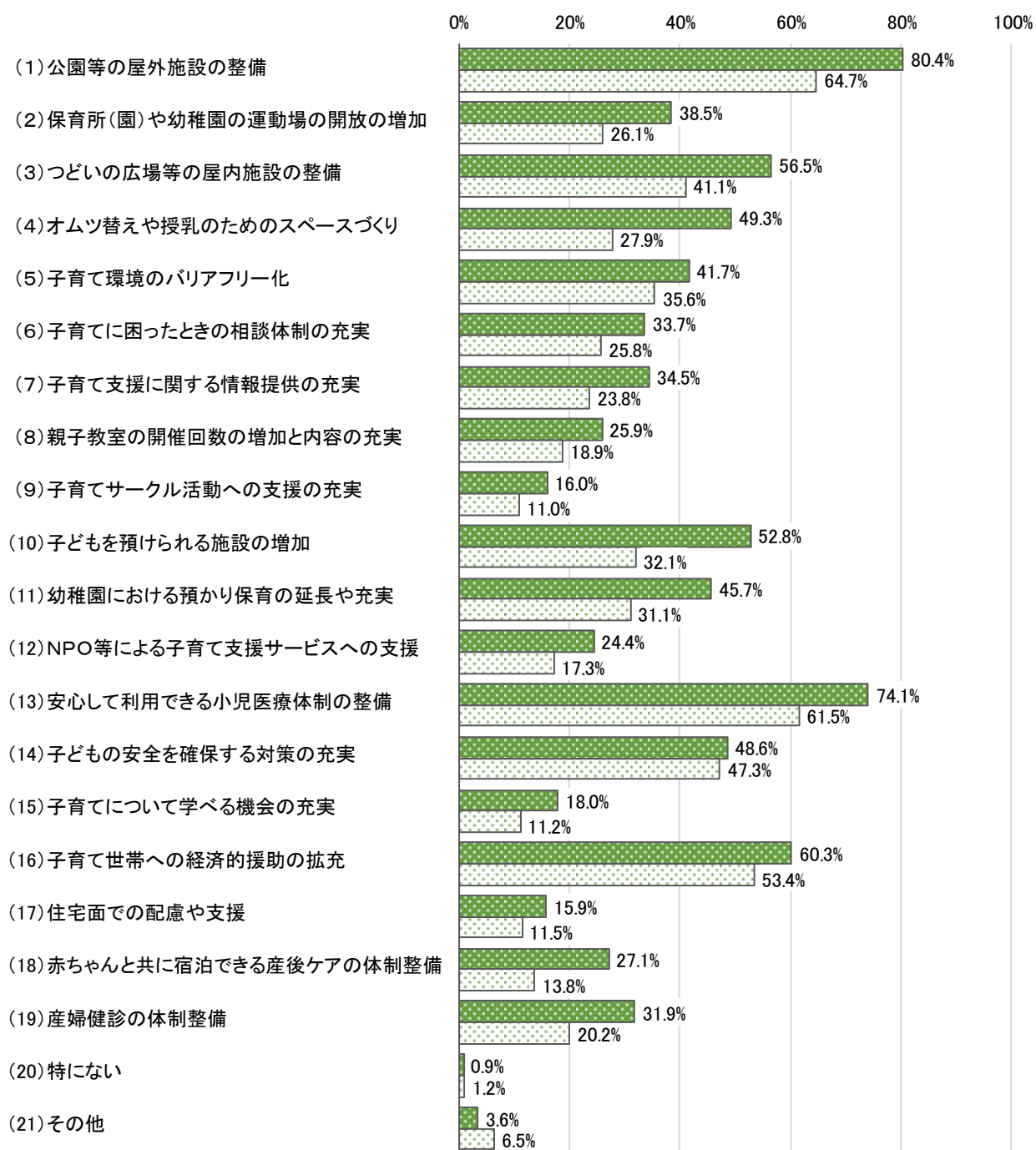
■「就学前」(n=667)

□「小学生」(n=689)

(8) どのような子育て支援を充実してほしいか (就学前・小学生)

就学前・小学生ともに、「公園等の屋外施設の整備」、「安心して利用できる小児医療体制の整備」、「子育て世帯への経済的援助の拡充」の割合が高くなっています。

《どのような子育て支援を充実してほしいか。【MA】》



■「就学前」(n=667)

□「小学生」(n=689)

第5章 基本理念と施策体系

1. 第二期計画の基本理念

子どもを生き育てやすく
子どもがのびのび健やかに育つまち

子どもは、家庭に明るさや喜びを与え、家族のきずなを深める大切な一員であり、そして私たちの暮らすまちをこれから支えていく地域のかけがえのない宝です。

子どもの幸せを第一に考え、子どもを安心して生き健やかに育てることができるように、家庭をはじめ、地域、行政等、社会全体で子育ての責任を担うことが重要です。

子どもの成長の基盤となるのは家庭であり、子育ての主体は親であることを前提としながら、家庭において責任と愛情をもって子育てが行えるように、地域全体で子どもや子育てをあたたかく見守り支えることが大切です。

安心とゆとりのある中で喜びや楽しさを実感しながら、責任をもって子育てができ、そして子どもがのびのびと健やかに育っていけるよう、地域全体であたたかく子育てを見守り、応援していきます。

2. 計画の基本目標

基本目標Ⅰ 子どものための教育・保育を推進します

就学前施設・学校での質の高い教育・保育や公共施設等における子ども・子育て施策を推進し、子どもの発達や育ちを連続性・一貫性をもって支えるとともに、子どもの多様な体験・交流活動を充実させ、子どもが心身ともにのびのびと健やかに育てる環境・仕組みづくりを目指します。

【施策の柱】

1. 就学前教育・保育の推進
2. 学校における子ども・子育て施策の推進
3. 新・放課後子ども総合プランの推進
4. 公共施設等における子ども・子育て施策の推進

基本目標Ⅱ 地域や家庭での子育て支援を推進します

妊娠・出産・育児の切れ目のない支援を推進し、子育てに対する負担や不安の軽減に努めます。また、ひとり親家庭、障害のある子どもの家庭等、配慮や支援が必要な家庭を含むすべての子育て家庭が、安心やゆとり、楽しみをもって愛情深く子育てができるように、子育て家庭のニーズに応じた子育て支援を充実します。

【施策の柱】

1. 子育てに関する不安・負担の軽減に向けた支援
2. 子育て世帯の生活に関する支援
3. 子どもと保護者の健康づくりの推進
4. 配慮や支援が必要な子ども・家庭への支援

基本目標Ⅲ 子育てのしやすいまちづくりを推進します

地域の人々や企業等が子どもの人権を尊重し、子育てや家庭の大切さを認識して、子育てをともに担っていける意識啓発と、子育て家庭が安心して暮らせるよう子育て環境の整備を進め、子育てしやすいまちづくりを目指します。

【施策の柱】

1. 子どもや子育てに対する理解の促進
2. 子育て・子育てにやさしいまちづくり

3. 施策体系

基本目標Ⅰ 子どものための教育・保育を推進します

1. 就学前教育・保育の推進
 - (1) 就学前教育・保育の推進
 - (2) 保幼小連携の強化
2. 学校における子ども・子育て施策の推進
 - (1) 生きる力を育む学校教育の推進
 - (2) 次代の親を育むための支援
3. 新・放課後子ども総合プランの推進
 - (1) 新・放課後子ども総合プランの推進
4. 公共施設などにおける子ども・子育て施策の推進
 - (1) 体験・交流活動の充実
 - (2) 子どもの遊びや活動の場の整備
 - (3) 青少年が健全に育つ環境づくり

基本目標Ⅱ 地域や家庭での子育て支援を推進します

1. 子育てに関する不安・負担の軽減に向けた支援
 - (1) 地域での子育て支援サービス等の充実
 - (2) 子育てに関する情報提供・相談支援の充実
 - (3) 子育て支援ネットワークづくり
2. 子育て世帯の生活に関する支援
 - (1) 生活に関する相談支援の実施
 - (2) 生活に関する経済的な支援の実施
 - (3) ひとり親家庭等への支援の推進
 - (4) 子どもの貧困対策の推進
3. 子どもと保護者の健康づくりの推進
 - (1) 母子保健サービス等の充実
 - (2) 思春期保健対策の充実
 - (3) 医療体制の充実
 - (4) 母子保健施策の推進
4. 配慮や支援が必要な子ども・家庭への支援
 - (1) 児童虐待防止への取組みの強化
 - (2) 障害のある子どもと家庭への支援

基本目標Ⅲ 子育てのしやすいまちづくりを推進します

1. 子どもや子育てに対する理解の促進
 - (1) 子どもの人権尊重、地域で子どもを育てる意識づくり
 - (2) ワーク・ライフ・バランスの推進
2. 子育て・子育てにやさしいまちづくり
 - (1) 防犯・防災対策、交通安全対策の推進
 - (2) 子育てバリアフリーの推進

第6章 施策の展開

基本目標Ⅰ．子どものための教育・保育を推進します

1. 就学前教育・保育の推進

(1) 就学前教育・保育の推進

現状と課題

子ども・子育て支援新制度の施行以降、家庭の状況にかかわらず、就学前教育・保育を受けることができるように、第一期計画期間では地域型保育事業の一類型となる小規模保育事業の公募、民間施設の認定こども園化に際する移行支援、待機児童解消を目的とした民間保育施設の誘致などを行いました。

また、老朽化した施設の修繕や耐震化、長寿命化を図るとともに、必要な設備の更新、空調設備の導入など、施設的环境整備に取り組んできました。

しかしながら、保育施設では弾力化を用いた定員超過での運営が続いており、待機児童についてもいまだゼロにはなっていない状況です。幼稚園では、在園児数の減少傾向が続き、今後、女性の就業率が增大するのに伴って、幼稚園から保育施設へのニーズの移行が進むものと見られています。

共働き世帯の割合の高まりに加え、令和元年10月からスタートしました幼児教育・保育の無償化による影響を考慮しながら、適切な整備による量の確保を図りつつ、移り行く状況の中で、子どもたちが健やかに学び、成長していくためのより質の高い就学前教育・保育の提供が求められています。

①就学前の幼児教育・保育施設の整備を進めます

今後の方向性

- ◆今後の就学前教育・保育施設の利用者数の推移や少子化の進行、女性の就業率増大などに伴うニーズの変化を観察しながら、必要に応じて施設を整備・再編し、供給体制の拡充が必要な際には、民間活力の導入・活用も含めて適宜検討し、受け皿の確保に努めます。
- ◆老朽化した公立施設の適切な修繕・設備更新等を行い、施設の長寿命化と環境整備に努めます。
- ◆公立施設の再編に当たっては、公共施設マネジメントの取組みの下、市立幼稚園・保育所のあり方検討において市立幼稚園・保育所再編実行計画（後期計画）の検討を進めてまいります。

- ◆第一期計画から引き続き、民間保育園の認定こども園化に対する意向を把握し、移行を望まれる際は、円滑な移行をサポートします。
- ◆各施設の積極的な情報公開の促進に努め、利用者のニーズに応じた施設利用につなげます。

②就学前施設での多様な取組みを充実します

今後の方向性

- ◆幼稚園と保育所の交流活動を行い、地域の行事等にも積極的に参加して、子ども同士や地域の人々との異年齢、世代間交流を推進します。
- ◆保護者の多様なニーズに対応できるよう、時間外保育（延長保育）、一時預かり（一般型及び幼稚園型）の継続的な実施を図ってまいります。（市立幼稚園においては、施設統合を機に全園で一時預かり（幼稚園型）を実施します。）また、現在は実施しておりませんが、夜間保育、休日保育に対するニーズについても、その必要性について適宜検討してまいります。
- ◆食の関心や知識を深め、栄養バランスのとれた良い食習慣を身に付けることができるように、食育を推進します。
- ◆病児保育事業について、体調不良児対応型の継続実施に加え、令和2年度から民間保育園で始まる病後児対応型について、円滑な実施につながるよう支援します。今後は、各事業の利用ニーズを見ながら、新規実施について適宜検討を進めてまいります。
- ◆その他、就学前教育・保育の家庭で、子どもの豊かな育ちや健全な発達を促すため、各施設における体験活等、交流活動、季節行事など、様々な活動を実施し、支援していきます。

③就学前教育・保育の質の維持・向上に努めます

今後の方向性

- ◆幼児教育アドバイザーの育成及び活用を図ります。
- ◆幼稚園教諭・保育士の人材育成研修や実践研究に基づく実施方法の研鑽により、教育課程及び保育の充実や改善に取り組めます。
- ◆幼稚園教諭と保育士の合同研修会や交流機会等を行うことにより、子どもや子育てについて現状、課題、知識などを共有し、今後の取組み方針等を共有できる場や機会の拡充に努めます。
- ◆法令に基づく指導監督業務を実施することにより、市が所管する施設の適正な実施の確保を図ります。
- ◆就学前施設における定期的な自己点検・評価や第三者評価等の実施を促進し、質の確保やサービスの向上に努めます。
- ◆外国につながる幼児への支援・配慮に努めます。

(2) 保・幼・小連携の強化

現状と課題

本市では、幼稚園や保育施設などから小学校に入学する際、円滑に移行することができるよう、保育所・幼稚園・小学校の連携強化に取り組んでいます。これまでも幼稚園や保育所の園児と小学校児童との交流、きめ細やかな入学説明会の実施や体験入学、給食交流会などを実施して、いわゆる小1プロブレムを未然に防ぎ、子どもが親しみをもって小学校に入学できるよう工夫をてまいりました。

また、保・幼・小・中学校生徒指導研究協議会を開催し、就学前の段階から義務教育に至るまでの子ども理解や指導方法の共有を図るなど、子どもが学びの連続性をもって発達していくための取組みを推進してまいりました。

家庭環境が多様化し、また、子ども・子育て支援新制度の施行以降、認定こども園に代表されるような新たな施設類型も生まれていく中、子どもたちが成長し、就学する過程で環境の変化に戸惑うことのないよう、これまで以上に各施設と職員同士の交流や連携が重要になります。

①保育士・教職員同士の情報交換

今後の方向性

- ◆小・中学校入学前後において、幼稚園教諭・保育士・他の教職員同士で支援が必要な児童の心身の状態や家庭環境などについての情報共有を図ることにより、環境が変わっても適切な対応や支援を行うことによりそれまでと同様の学校生活を送れるよう努めます。
- ◆保・幼・小・中学校生徒指導研究協議会を通して、教育・保育の実践上の課題の共有や改善策の模索などを行い、保・幼・小の連携強化に努めます。

②子どもが就学をイメージできる機会を充実します

今後の方向性

- ◆体験入学や給食交流会などを通じ、幼稚園・保育所の子どもが小学校の児童とふれあい、交流することにより、就学のイメージを持ち、安心して小学校に上がれるよう努めます。
- ◆就学前施設と小学校が連携して、子どもが学びの連続性をもって円滑に就学できるように、各種交流・体験事業の検討や保育内容・カリキュラムの研究などに努めます。

2. 学校における子ども・子育て施策の推進

(1) 生きる力を育む学校教育の推進

現状と課題

小・中学校における学校教育では、子どもの知識・経験・情操を育むとともに、そこで起こる日々の出来事、日常のあらゆる場面での気づきや学びを促し、豊かな心で将来に向けての準備ができるよう支援していくことが求められています。

また、学校だけではなく、地域や社会とも接点を持ち、様々な世代・職業・考え方の人々と交流し、その視野と価値観を広げていくことにより、未来に向けての夢や希望を育み、同時に郷土を大切に思う心や道徳、他者とのコミュニケーションを学んでいくことが大切です。

本市では、新学習指導要領の考え方にに基づき、教科指導方法の工夫や改善、地域社会での体験活動等に取り組むかたわら、教育相談員による悩み相談やALT（外国語指導助手）を活用した国際理解や英語教育の充実、タブレット等のITを活用した新しい試みにも取り組んでいます。

①生きる力の育成に向けた教育内容の充実や多様な体験活動を進めます

今後の方向性

- ◆新教育課程に基づき「生きる力」を育む指導方法の工夫を行い、福祉、人権、自然体験、情報等の学習の実施など、各学校の特色ある教育活動を推進します。
- ◆ALTを活用した国際理解教育と英語教育やデジタル教材を使用した授業の実践など、学習の効果を高めるための新たな取組みを研究します。
- ◆教員の資質の向上と実践的指導力の向上を高めるため、経験に応じた研修や主体性を見出す研修等、教育研修の充実を図ります。
- ◆スクールカウンセラーを配置して児童・生徒や保護者等を対象に、学校生活や子育ての悩みなどについての相談を受け付け、児童や家庭が抱える課題の解決支援に努めます。
- ◆大学生、大学院生が、幼稚園、小・中学校で授業やクラブ活動、支援学級補助、運動の手伝い等の補助を行い、園児・児童・生徒の学校園生活の支援を行います。
- ◆地域社会とのふれあいや様々な体験活動を通して、子どもの多様な学習機会の充実に努めます。

②開かれた学校づくりを推進します

今後の方向性

- ◆児童の保護者や地域住民の方々と協力して学校運営を行うために、学校教育内容や各種行事・イベント等の情報発信に努めます。
- ◆子どもと地域との交流、親同士の悩み相談の場として、各小・中学校区における地域教育推進連絡会等が中心になり、土曜日の校庭開放や各種フェスティバル等を実施します。
- ◆その他、清掃活動などの地域行事への参加や地域の方々が観覧できるイベントの実施など、地域に開かれた学校づくりを推進します。

③教育施設の整備を進めます

今後の方向性

- ◆安全・安心な教育環境を維持するため、計画的な学校施設の修繕・設備更新等に努めます。
- ◆子どもが快適に学校生活を過ごせるよう学習環境の整備に努めます。

④中学校区における小・中連携を進めます

今後の方向性

- ◆各中学校区において、相互理解のための合同教職員研修や校内研究を行い、学校間の多様な交流・体験活動の情報共有と活性化に努めます。
- ◆就学前施設から小学校へ就学する際と同様、学びの連続性を意識して、円滑な中学校入学を図るとともに、支援が必要な子どもについては適宜情報を共有し、新たな学校生活に支障のないようサポートを継続します。

(2) 次代の親を育むための支援

現状と課題

乳幼児と接する機会が少ない子どもたちが増えています。本市では、就学前教育・保育施設との交流や保育実習の職場体験等を実施し、乳幼児とふれあえる機会を確保するとともに、出産や育児の経験者とのふれあいを通して命の大切さを伝え、次代の親となる子どもたちの健全な育成を図っています。

また、多種多様な価値観や情報の溢れる昨今、子どもたちは日々、様々なことに思い悩み、成長しています。漠然とした自分の将来に不安を抱える子どもも少なくはなく、幼少期から将来の目標やイメージをもって成長できるよう、キャリア教育の推進が求められています。

本市では、各中学校において職業体験学習を実施し、小学校4～6年生を対象としたボランティア体験、各学校でのキャリア教育の全体計画の作成など、キャリア教育の実践に向けた取り組みを行っています。

次代の親の育成には、命の大切さや子育てのイメージを子どもたち自身が理解し、尊重できるように、取り組みを進めていくとともに、自分自身の未来像について思いをはせ、今後の自分に何が必要かを自ら考え、理想に向けて努力するための土壌づくりが必要です。

①次代の親育成を推進します

今後の方向性

- ◆子どもが命や子育ての大切さを学ぶため、小・中学生が乳幼児にふれあう機会を確保し、自身が親になったときに行う育児などについて理解を深める取り組みに努めます。
- ◆職業体験においても幼稚園や保育所での体験学習を行うなどして、これから大人になり、親となる子どもたちが責任をもって育児や子育てを行えるよう、その心構えと将来のイメージづくりを促します。

②キャリア教育を推進します

今後の方向性

- ◆中学校区ごとに全体計画を定め、キャリア教育を計画的に進めてまいります。
- ◆一人ひとりが自ら進路を選択し、主体的に生きていけるよう、豊かな職業観・勤労観を育成するための多様な体験活動や職業体験学習を実施します。

◆専門的知識や体験、技能を有する社会人や子育てを終えた方等が、幼稚園、小・中学校で学習支援を行っていただくことにより、園児・児童・生徒の興味や関心、意欲を高め、子どもが自分自身の将来設計に対し、真摯な気持ちを持てるようにキャリア教育の推進に努めます。

3. 新・放課後子ども総合プランの推進

(1) 新・放課後子ども総合プランの推進

現状と課題

小学校に通う子どもが放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができる居場所として、本市では、放課後児童会と放課後子ども教室を実施しており、多くの学校では、放課後児童会の入会児童が放課後子ども教室に参加できる体制をとっています。

放課後児童会は、主に各小学校の校舎にて行っていますが、年々、利用ニーズが高まってきており、本市においても待機児童の発生が懸念される事態となっています。

平成30年に国が策定した新・放課後子ども総合プランにおいては、放課後児童クラブ（放課後児童会）の待機児童の早期解消、放課後子供教室との一体的実施※など、今後、伸び続けると予測されるニーズの受け皿確保に取り組んでいくとされています。本市においても、今後増加が予想される利用ニーズの把握、それに見合う受け皿の確保及び質の向上に努める必要があります。

※放課後児童クラブと放課後子ども教室の児童が、同一の小学校内等の活動場所において、放課後子ども教室開催時に共通のプログラムに参加できること。

①放課後児童会を推進します

今後の方向性

- ◆放課後児童会の利用において、ニーズの高まりに応じて新たな実施場所及びそれに伴って必要とされる支援員等の確保を検討し、待機児童の発生防止に努めるとともに受け入れ体制の整備を進めます。また、入会に際して特別な配慮が必要である児童の受け入れについて研究を進めます。
- ◆放課後児童会が「遊びの場」、「生活の場」であることを踏まえ、放課後児童会事業が果たすべき役割を全うすべく、事業の根幹を担う支援員等の資質向上のための研修機会の充実や、利用者等に向けた事業内容の情報発信について検討します。
- ◆開所時間の拡充等のニーズに応えられるような指導体制の構築について検討します。

②放課後子ども教室を推進します

今後の方向性

- ◆放課後児童クラブと放課後子ども教室の両事業の担当者間での情報共有、また現在全小学校区にて実施している両事業の一体的実施※について、引き続き更なる充実に努めます。併せて、両事業の実施場所について放課後の学校施設の活用について関係機関等との協議の場を設けます。

- ◆放課後や週末等に地域のボランティアの参画を得て、子どもたちの安全安心な活動を確保するとともに、地域ぐるみで子どもの成長を見守る教育コミュニティづくりを推進します。

4. 公共施設等における子ども・子育て施策の推進

(1) 体験・交流活動の充実

現状と課題

子どもへの多様な体験と交流機会の確保のため、本市の各公共施設等では、子どもを対象とした様々な事業に取り組んでいます。

幼稚園・保育所や小・中学校での様々な体験活動や地域交流をはじめとして、社会福祉協議会によるボランティア体験や生涯学習センターでの教室の開催、小学生が花を育てる「みんなで育てる花いっぱいプロジェクト」、図書館では、親子を対象とした読み聞かせ、子ども向けの特別行事を行い、読書習慣が身に付くよう、乳幼児期から本にふれあい、親しむための取組みなどを行っています。

①多様な交流・体験活動、社会参加の機会を充実させます

今後の方向性

- ◆小学生を対象に、夏休みに手話や点字、読み聞かせ、その他様々なボランティア体験などにより、実感のある社会教育を推進します。
- ◆生涯学習センターにおいて、きらめき学級や親子科学教室等、様々な体験教室・活動を推進します。
- ◆小学生が育てた花苗を駅前等の公共空間の緑化に利用することを通して、地域の方と子どもたちとの交流と植物に対する愛着の心を育てます。
- ◆その他、子どもが自らの情操を育み、知見を広げるための様々な体験学習や活動を推進します。

②読書活動を推進します

今後の方向性

- ◆子どもの健全育成のための優良図書や視聴覚資料の収集に努め、利用につなげることで読書習慣の形成を図るとともに、市内小中学校等への団体貸出を実施します。
- ◆乳児と保護者を対象としたおはなし会では、わらべうたや絵本の読み聞かせとあわせて、栄養士や歯科衛生士から乳児の健康に関するアドバイスをします。

- ◆図書館職員が各学校図書館を訪問し、学校司書との情報交換を行うことで、子どものより良い読書環境づくりに努めます。
- ◆その他、子どものころから本に慣れ、読書に親しめるように、子どもや保護者が参加できる取組みを進めてまいります。

(2) 子どもの遊びや活動の場の整備

現状と課題

ニーズ調査結果では、充実してほしい子育て支援サービスについて、就学前児童・小学生児童ともに「公園等の屋外施設の整備」が最も高いという結果になり、子どもたちが屋外で体を動かし、安心して遊ぶことができるように、公園やその他の施設を生かした活動の場の確保が問題となっています。

本市では、定期的に公園の遊具を点検し、安全性を高める取組みや、スポーツの分野においては、青少年グラウンドや小中学校体育館の無料開放、F u j iりんぴっくや少年野球教室の開催など、子どもたちにスポーツを楽しんでもらうための各種取組みを行っています。

また、保育所では乳幼児が利用できる園庭開放やわんぱく広場、幼稚園ではきらりキッズ等を実施するなど子どもの遊びや活動の場の充実に努めています。

①安全で安心できる遊び場環境の整備に努めます

今後の方向性

- ◆公園遊具の定期的な点検や植栽の剪定等を行い、状況に応じて修繕・新設を進めます。また、地域の自治会等とも協力しながら、適切な公園管理に努めます。
- ◆食農教育の一環として学習農園を利用した交流を行うなど、農空間を活用した環境学習、自然学習を推進します。
- ◆幼稚園や保育所の園庭開放や地域子育て支援拠点事業における出張ひろばなど、既存の施設・事業を有効活用した遊び場の確保・拡充に努めます。
- ◆小・中学校の校庭を活用した校庭開放ができるような整備方法を検討し、地域の子どもが集って遊べる環境づくりに努めます。
- ◆各施設で行われるイベント等について、積極的な情報発信に努め、各施設やイベントの利用・参加を促進します。
- ◆国指定史跡地については、貴重な文化遺産として保全を図り、子ども達が地域の歴史に身近に触れ合うことができるよう努めます。

②地域のスポーツ活動を推進します

今後の方向性

- ◆小・中学校体育施設の開放、青少年グラウンドの無料開放、市民総合体育館競技場の個人開放やその他の取組みにより、子どもの遊びやスポーツの場の提供に努めます。
- ◆市内のスポーツ団体や社会教育団体、小・中学校との連携を強化し、協力して市のスポーツ活動を振興します。
- ◆その他、子どもが自由にスポーツやレクリエーションを楽しめるように各種取組みの推進に努め、狭い市域の本市においても子どもが元気いっぱい体を動かして遊べるよう、場の確保を模索してまいります。

③地域の活動団体への支援を充実します

今後の方向性

- ◆市こども会育成連絡協議会への補助、協力を通じて、各単位こども会の活動を支援するとともに、小中学生クラブ事業の実施によりリーダーの育成に努めます。
- ◆地域で活動する団体への情報提供や相談支援等を行い、地域の活性化を図るとともにその活動の支援に努めます。

(3) 青少年が健全に育つ環境づくり

現状と課題

本市では、喫煙・薬物等への正しい知識の普及や地域での見守り活動や非行の未然防止等に取り組んでいます。また、青少年健全育成藤井寺市民会議（ユースフル藤井寺）の主催により、青少年健全育成に関する街頭啓発活動（年2回）や「ふじいでらタイムトラベル」の開催等による子どもの郷土愛の醸成に取り組んでいます。

今後は、社会環境の変化にも注視しながら、引き続き子どもの健全育成に関する取組を推進します。

①子どもを取り巻く有害環境対策を推進します

今後の方向性

- ◆PTAや他の地域団体と連携し、子どもを有害環境から守るための取組強化を図り、適宜情報把握に努めます。

- ◆羽曳野藤井寺保護司会と連携し、府の薬物乱用指導員の講演を開催するなど、子どもたちが薬物や他の有害環境について正しく学べる機会の確保に努めます。

②子どもの郷土愛を醸成します

今後の方向性

- ◆青少年健全育成藤井寺市民会議と協力して、子どもが地域に愛着を感じられるような学習機会の確保に努めます。
- ◆百舌鳥・古市古墳群の世界文化遺産登録を受け、子どもたちが古墳や文化について学習し、歴史的な遺産と現代の街並みが共存する素晴らしい故郷に興味を持てる機会を設けます。

基本目標Ⅱ．地域や家庭での子育て支援を推進します

1. 子育てに関する不安・負担の軽減に向けた支援

(1) 地域での子育て支援サービス等の充実

現状と課題

共働き世帯が増え、核家族の増加から祖父母が子どもの世話をしてくれるということも少なくなってきた現代においては、幼稚園や保育所以外にもニーズに応じた子育て支援サービスが求められています。

本市においても、幼稚園における預かり保育や保育所の一時預かり事業、ショートステイやトワイライトステイといった預かり事業、親子の交流と相談を行う地域子育て支援拠点事業、幼児親子教室、親子ふれあい広場、市民の相互援助活動を支援するファミリー・サポート・センター事業など、様々な取り組みを行っています。

子育て中の保護者やその子どもに必要なサービスは、決して一律なものではなく、本市においても子どもに関する分野それぞれで研究を重ね、効果的な支援を構築していかなければなりません。

①子育て中の親子が気軽に集まれる場・機会を充実させます

今後の方向性

- ◆親子が気軽に参加できて、同じように育児に勤しんでいる他者との交流や子育てについての悩み相談を行える地域子育て支援拠点事業を継続して実施します。また、出張ひろばを積極的に開催し、拠点のない地域における交流の場の提供に努めます。
- ◆乳幼児を連れた保護者が外出中に授乳やおむつ替えをするために立ち寄ることができる赤ちゃんの駅を整備し、子育て中の親子が安心して外出できる環境を整えます。また、各種イベントにおいても同様のサービスが受けられるよう、移動式赤ちゃんの駅貸出事業を推進します。
- ◆子育て経験者と子育て中の保護者が育児に関する疑問や悩みなどを話し合う子育てママのおしゃべりサロン、子どもの健やかな成長発達のために、家庭が果たす役割を学習する講座のはぐくみ学級など、保護者の参加型による交流の場、学習講座の充実に努めます。
- ◆市の開催する講座やイベントなどにおいて、必要に応じて託児の手配をし、子育て中の保護者の方も参加しやすくなるように配慮を行います。

- ◆その他、子育て中の親子が参加しやすく、また、他者と子育ての悩みや不安を共有し、話し合える関係づくりを支援していけるようなイベントや講座、プログラムなどを、関係機関・団体と協力しながら模索してまいります。

②育児援助を充実します

今後の方向性

- ◆保護者が自身や家庭の事情により子どもをみることができなくなった際、保護者に代わって子どもを預かることができるように一時預かり事業の充実に努めます。また、緊急時における宿泊を伴う預かり（ショートステイ）や夜間の預かり（トワイライトステイ）についても継続して実施してまいります。
- ◆援助を必要とする子育て中の保護者と援助を行うことができる地域の方々のマッチングを行うファミリー・サポート・センターについて一層の利用促進を図ってまいります。
- ◆これらの他、養育に支援が必要な家庭への訪問活動や定期的に行う専門的な相談支援など、育児をしていくうえでの援助や保護者の心理的負担を低減するための支援の充実に努めます。

（2）子育てに関する情報提供・相談支援の充実

現状と課題

子育てにおいては、子どもの年齢やその家庭の置かれている状況に応じて、必要な情報や支援が家庭ごとに異なる場合があるため、その家庭に応じた情報の入手や支援の利用が円滑に行えることが重要です。そのためには、適切で効果的な情報の提供、また、各家庭の事情に寄り添った相談支援と各施策へのつながりが必要となってきます。

本市では、子育て支援に関する情報が、それを必要としている方に届くように、市広報等への子育て情報の掲載、子育てに関する情報をまとめた子育てマップの作成と配布、子育てアプリによるプッシュ型の情報発信等に取り組んでいます。また、小中学校にはスクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーを配置し、就学前教育・保育施設においても、それぞれが独自に相談支援事業を実施するなど、家庭が子育てに関することを相談できる場所は確実に増えています。

①わかりやすく、伝わりやすい情報発信に努めます

今後の方向性

- ◆市の行う子育て支援施策や子どもに関する各施設情報などをとりまとめた子育てマップを作成し、配布します。
- ◆市の行う情報発信においては、内容のイメージが伝わりやすいようにイラストやフローチャートを挿入するなど工夫し、伝わりやすく分かりやすい情報発信に努めます。
- ◆保護者が参加する講習や学習会、交流会等の機会を利用したり、各種健（検）診で保護者と接触する際などに、家庭の状況に応じた子育て支援に関する情報を提供するという、アウトリーチ型の情報発信の充実に努めます。
- ◆これらの他、情報に関する技術や媒体が日々進歩していく中で、必要な情報を必要な家庭に提供することができるように、情報発信のあり方について検討を重ね、創意工夫をこらしていきます。

②相談体制の充実、機能強化を図ります

今後の方向性

- ◆支援を要するすべての子どもや家庭を対象として、その福祉に関し必要な支援に係る業務全般を行うため、子ども家庭総合支援拠点を設置し、相談体制の充実を図るとともに関係機関との連携を進めます。
- ◆子どもや子育てに関する相談の受付に関して、市民の利便性の向上と最小限の手順で必要な支援につなげていけるようワンストップサービスの実施について検討します。
- ◆相談支援に携わる職員等に適切な研修を受けさせるなどして、職員の資質の維持・向上を目指します。
- ◆小・中学校において、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを配置し、子どもや家庭が抱える様々な問題に関する相談支援を推進します。
- ◆地域就労支援センターに地域就労コーディネーターを配置し、就職困難者等に対する相談活動を行います。
- ◆外国人や帰国者の子どもの学校生活や就学・進路選択を支援するため、必要な情報提供や相談等を行います。
- ◆これらの他、子育て支援に関する相談受付体制と対応力の向上について、検討を重ねながら充実を図ってまいります。

③妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援を推進します

今後の方向性

- ◆子育て支援包括支援センターを設置し、妊娠期から子育て期にわたってきめ細やかな情報提供と利用者支援を実施します。

(3) 子育て支援ネットワークづくり

現状と課題

地域や人のつながりが希薄化し、隣近所の誰しもうかがいであるという社会はなくなりつつあります。そのような状況にあっても、子育てや子どもの安全を守るためにはやはり地域社会の協力が不可欠であり、家庭だけではなく、地域全体で子育てを支援していこうという意識の醸成が求められています。

本市では、地域での人的資源の確保として、民生委員児童委員や主任児童委員との連携をはじめ、地域のボランティア支援などを通じ、地域と子育て家庭の交流を促進し、子育て支援ネットワークづくりに取り組んでいます。

①子育てに関するボランティア等を支援します

今後の方向性

- ◆子育てや育児中の保護者などが関係するボランティア活動やサークル活動について、必要に応じてその活動を支援しながら市のボランティア活動等の活性化に努めます。
- ◆子育て支援に関するボランティア活動等の情報を収集し、集めた情報を発信するためのパンフレット等の作成を検討します。

②関係機関・団体の機能強化と連携により、地域の教育力・子育て支援を充実させます

今後の方向性

- ◆民生委員児童委員や主任児童委員との連携を強化し、課題を抱える家庭の早期発見と相談支援に努めます。
- ◆地域の自治会や関係機関と協力し、地域での子どもの見守り活動等を行うことにより、地域全体で子育てを支援していくための体制づくりを支援します。

2. 子育て世帯の生活に関する支援

(1) 生活に関する相談支援の実施

現状と課題

様々な社会的要因（疾病や障害等）により、経済的に困窮している子育て家庭においては、子育てに関する費用の捻出はもとより、生活そのものが不安定であり、状況を打破するための公的支援を必要とするケースがあります。

家庭の経済的な安定は、子どもの健全な成長にとって重要な要因の一つであることから、本市では、そうした生活困窮世帯に向けて、日常生活における経済的な不安の解消のために、生活に関する相談支援や支援プラン作成、履歴書の作成指導、様々な問題で就労できない方の相談を行う就労支援、家計収支等の管理に関する家計相談支援事業等、生活困窮者の自立支援に取り組んでいます。

①生活に困窮している世帯に向けた相談支援を実施します

今後の方向性

- ◆様々な理由（病気等）により、収入や資産等が少なく生活に困っている方に対して、自立相談支援員等による相談支援やハローワーク等との連携による就労支援等の自立支援事業により、一日も早く自立した生活ができるように支援します。
- ◆相談者のうち、就労に向けた準備が必要な方に対しては、就労準備支援事業として、生活習慣の形成・改善や、社会参加能力の形成・改善等を目的とした支援を行います。
- ◆生活困窮世帯及び生活保護世帯の中学生に対し、教育委員会と連携し学習支援を行います。
- ◆その他、家計に問題を抱える方からの相談に対しては、家計の視点から必要な情報提供や専門的な助言・指導等を行うといったように、相談支援においては、生活が困窮している原因を考え、その家庭に必要な支援に対して適切な助言や施策につながるよう、対応力の向上に努めます。

(2) 生活に関する経済的な支援の実施

現状と課題

子どもの教育や生活、医療など、子育てには多くのお金が必要となります。中には、その経済的負担を自身の収入だけでは賄いきれない家庭もあり、子育てをしていくに当たって公的な経済支援は必須と言えます。

本市では、児童手当等の支給をはじめ、各種貸付資金、子ども医療費の助成、生活保護制度の適切な運用など、子育て家庭に対して様々な取組みを行っております。

①生活保護制度の適切な運用を推進します

今後の方向性

- ◆生活保護制度に保護費の支給をはじめ、生活保護を受けている家庭の状況に応じて就労自立給付金、高等学校等就学費、進学準備給付金など各種給付制度についても適切な運用を図り、経済的な支援の実施に努めます。

②各種手当・補助金等の支給を行います

今後の方向性

- ◆児童手当、助産施設の利用に係る出産費用の一部助成、子ども医療費の助成やひとり親家庭医療費の助成、重度障害者医療費の助成といった保険適用診療にかかる自己負担の一部助成など、出産や子育てに関する費用助成その他貸付事業等を実施します。他の助成・貸付制度についても、今後も適宜検討し、必要に応じて施策を展開していきます。

(3) ひとり親家庭等への支援の推進

現状と課題

国の調査が平成 28 年に行った全国ひとり親世帯等調査では、母子家庭の 81.8%が就業しているものの、「パート・アルバイト等」が 43.8%（「派遣社員」）を含むと 48.4%）と、非正規雇用の割合が高くなっています。同年の国民生活基礎調査では、母子世帯の総所得は年間 270.1 万円となっており、「全世帯」平均から見ると 50%の所得に、そのうち「児童のいる世帯」の平均から見ると 38%の所得に留まっています。

大阪府が平成 28 年に行った子どもの生活に関する実態調査においては、ひとり親世帯の概ね 3分の1が赤字家計であり、生活に困窮しているとの結果が示されました。ひとり親世帯は他の家庭より平均して所得が低い傾向にあり、生活や経済的な支援が必要な家庭となっています。

本市では、入学祝金や児童扶養手当等の支給をはじめ、ひとり親家庭医療費助成や母子・父子自立支援員兼プログラム策定委員を配置し、ひとり親家庭等の自立に必要な情報提供やハローワークと連携した自立支援プログラムを策定し、就労支援を行っています。

①ひとり親家庭等への自立支援を充実します

今後の方向性

- ◆児童扶養手当、ひとり親家庭等入学祝金、母子家庭自立支援給付金及び父子家庭自立支援給付金といった給付事業や母子・父子・寡婦福祉資金などの貸付相談事業を行うことにより、ひとり親家庭等の経済的支援に努めます。
- ◆母子・父子自立支援員兼自立支援プログラム策定員を配置し、ひとり親家庭等の自立に必要な情報提供、相談指導等、生活全般の支援を行うとともに、公共職業安定所と連携して自立目標や支援内容等についての自立支援プログラムを策定し、児童扶養手当を受給するひとり親家庭等の父又は母の自立・就労支援を行います。
- ◆その他、ひとり親家庭同士の交流の場の提供や、養育費の確保や離婚前相談も対象となるひとり親家庭等無料法律相談の実施など、様々なひとり親家庭等の支援に取り組んでまいります。

(4) 子どもの貧困対策の推進

現状と課題

子どもが、生まれ育った環境に左右されず、また、将来的な貧困の連鎖を断ち切るため、平成25年6月に子どもの貧困対策の推進に関する法律が制定されました。この法律では、子どもの貧困対策を、主に教育の支援、生活の支援、就労の支援、経済的支援の四つの支援から進めていくものとしており、本市においてもこれらの支援を中心として様々な取組みを進めております。

子どもの貧困対策については、各家庭の抱える課題や悩みが様々であり、それに応じて必要となる支援も異なってくるため、既存の施策や取組み、新たに始める事業なども合わせ、きめ細やかな対応が必要とされるものです。

また、国の法改正、大綱改正をはじめ、大きく制度が変わっていく中で、市としても子どもの貧困対策を適切に推進していくことが求められています。

①子どもの貧困対策に関する支援を推進します

今後の方向性

- ◆子どもの貧困対策に関連する施策として開始した寡婦（夫）控除のみなし適用の開始やひとり親家庭等学習支援事業などのように、今後も新たな取組みを検討します。
- ◆庁内の各部署の横断的連携を図るため、平成29年度に設置した庁内会議を活用し、情報の共有と課題検討を行い、子どもの貧困対策に関する施策を推進します。
- ◆子どもの貧困対策に関しては、5年に一度、国の大綱の見直しが行われることになっていることから、市が行う施策や今後の方向性について、国や大阪府の動きも踏まえながら適切に判断してまいります。

3. 子どもと保護者の健康づくりの推進

(1) 母子保健サービス等の充実

現状と課題

妊娠が分かってから出産に至るまで、女性は新しい命を宿した喜びの一方で、大きな不安を抱え、体調を崩してしまう人もいます。そうした中で、妊娠や出産に関する正しい知識を身につけ、出産するまでの間、また、出産後も健康状態を保持するためには、適切な相談支援、保健指導などが必要になります。

本市では、妊娠期から出産、子育て期においてそれぞれ悩みの相談窓口を設け、妊産婦や保護者等がいつでも適切な支援と必要な情報が入手できるよう体制を整えています。

すべての乳幼児や妊産婦を対象とした保健師、管理栄養士等による健康相談・訪問指導の実施や、母子健康手帳交付の際の面接、出生連絡票を受領する際の面接での子育てに関する不安や悩み等の聞き取りでは、きめ細やかな支援につなげるようにしています。妊産婦健康診査や乳幼児健康診査、妊婦・乳幼児歯科健康診査では、疾病の早期発見・予防を図り、産前産後サポート事業や産後ケア事業、マタニティ教室等では、より具体的な相談支援や実技講習を実施し、赤ちゃんルーム・キッズくらぶでは、子育て家庭の相談受付や参加者同士の交流促進も行っています。

また、祖父母世代が子育てを行っていた時代と比較し、育児の情報が多く、育児方法にも変化が見られることから、子育て世代との関係が円滑となり、祖父母世代が地域における子育ての担い手として活躍いただくきっかけとなるよう、母子健康手帳交付時等に「孫育てガイドブック」の配布を行う形での子育て支援も実施しています。

食育については、離乳食の知識を普及する赤ちゃんクッキング、食習慣や食への関心を高める幼児クッキング・親子クッキングをはじめ、様々な媒体で食に関する情報提供を行い、食生活全般にわたる理解を深められるよう、啓発・教育・指導を行っています。

今後は、健診の受診率向上や各種教室への参加を推進し、健康に対する意識を一層高めていくことが必要です。

①妊娠・出産・子育てに関する知識の普及、相談・指導を充実します

今後の方向性

- ◆妊婦や周囲の家族などが、妊娠や出産に関する正しい知識を持ち、健康管理を図っていけるように、周知・啓発活動に取り組みます。

- ◆妊娠中や産後における不安や悩みに対しても適切なサポートが行えるように、医療機関との連携を図ってまいります。
- ◆乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）により、各家庭に赴き、心身の状態や養育環境の把握を行うとともに、不安や課題のある場合は、養育支援訪問事業での指導につなぐなどして、家庭や子どもの抱える課題の早期発見と適切な支援へのつなぎを行います。
- ◆その他、妊娠から出産、子育てに至るまで、そのステージに応じた様々な課題・問題に対して、適切な支援を行っていけるよう取組みを進めます。

②健康診査等体制を充実します

今後の方向性

- ◆各種健康診査を継続して実施し、妊産婦や子どもの健康の保持と増進に努めます。
- ◆各種健康診査においては、疾病の予防や早期発見を行い、必要に応じて医療機関への紹介を行うなどして、課題の改善に努めます。
- ◆健康診査の未受診者に対しては、受診勧奨を行うなどして、未受診者の全数把握と受診率の向上を図ります。
- ◆その他、予防接種の情報提供や接種の勧奨、健康診査後におけるフォローアップや医療機関、福祉関係機関との連携など、健康診査等における情報把握を開始地点としてそこから様々な支援につなげていけるよう取組みを進めます。

③食育を推進します

今後の方向性

- ◆妊娠中の方や子育て中の家庭を対象として、食に関する学習機会を提供したり、栄養指導を行ったりすることにより、乳幼児期から正しい食習慣を身に付けることができるよう取組みを進めます。また、保育所では、赤ちゃん会やわんぱく広場において、離乳食の指導や食育指導を取り入れ、学校においては「食に関する指導」の全体計画を作成するなどして、乳幼児期から就学期に至るまで、市全体で食育の取組みを進めていきます。
- ◆子どもが地域の食文化や農産物に触れ、食品や食生活に関する理解を深め、食べること、生きることを主体的に学んでいけるように各種取組みを進めます。

(2) 思春期保健対策の充実

現状と課題

思春期は、子どもが成長していく中でも身体面、精神面の大きな変化を迎える時期であり、心身の健康状態が重要な時期でもあります。この時期の子どもは、過剰なダイエットや不摂生による肥満、喫煙、飲酒、性感染症といった体の問題や、学校や家庭でのストレス、不登校、引きこもりのように心の問題が発生してしまう場合があります。

こうした問題は社会レベルでの現象となっており、本市では、喫煙・薬物等に関する正しい知識の普及をはじめ、子どもの心と体の健やかな成長を目指した教室を開催しています。また、臨床心理士の資格者をスクールカウンセラーとして中学校に配置し、不登校や問題行動に悩む児童・生徒やその保護者に対してカウンセリング等による支援を行っています。

今後も、継続的に思春期保健に関する正しい知識の普及や情報発信に努めるとともに、保健、医療、福祉、教育等の関係機関が連携を深めて、子どもが健全に成長できるよう支援していくことが必要です。

① 思春期保健対策の強化・充実を図ります

今後の方向性

- ◆ 児童が健やかに成長していけるよう、思春期の心と体の健康問題に対する正しい知識の普及を図ります。
- ◆ 思春期における子どもの心情や心が抱えがちな問題について、保護者自身にも理解していただくため、学習の機会の提供や支援体制の充実を図ります。
- ◆ 子どもが自ら悩みを相談し、その心の健康を支えていくため、スクールカウンセラーによる相談支援の充実を図ります。

(3) 医療体制の充実

現状と課題

本市では、小児医療の体制づくりが課題となっていますが、緊急時に迅速かつ適切な医療が受けられるよう、子育てマップ等による医療情報の提供や近隣自治体との連携による休日・夜間医療や小児救急医療体制づくりを行っています。

今後も、医師会や各関係機関との情報交換・連携を図り、子育て家庭が小児医療をスムーズに受けられる体制を確保していきます。

①安心して生み育てられる医療体制の充実を図ります

今後の方向性

- ◆かかりつけ医の推進を図るため、医療機関に関する情報提供に努め、救急医療体制の整備を推進します。
- ◆休日や夜間での急病に備え、また、二次医療等の体制整備を図るため、藤井寺市医師会や各医療機関、近隣市町村の医療機関等との連携を一層深めてまいります。
- ◆子どものケガや病気について、その予防や簡易な対処方法、医療機関への受診などを保護者に学んでいただくため、健康や医療に関する知識の普及啓発に努めます。

(4) 母子保健施策の推進

現状と課題

藤井寺市母子保健計画は、次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画に、母子保健に関する事項も盛り込むこととされていることから、5か年毎を対象期間とした計画として藤井寺市子ども・子育て支援事業計画に包含しています。

この計画は、母子保健に関する効果的な施策を総合的に推進することを策定の趣旨とし、妊娠、出産、その他子育てに関する現状分析と今後の望ましい方向性等について検討を加え、地域の母子の健康や生活環境の向上を図るための体制の確立、効果的な母子保健施策の推進に資することを基本理念としています。また、具体的な策定にあたっては、国民運動計画として「健やか親子21（第2次）」に国が示している、全国の課題や指標を参考とすることが、厚生労働省の母子保健計画策定指針に掲げられています。

これまでの計画の中で、国が示す母子保健計画の評価指標となる項目としては、「乳幼児健康診査の受診率」が掲げられており、中間評価（令和元年度）目標値は3～5か月児 97.0%・1歳6か月児 96.0%・3歳6か月児 94.0%とされています。藤井寺市の乳幼児健康診査については、一部達成していない受診率もありますので、年齢に応じた受診勧奨を模索し、引き続き受診率の向上を目指すことが求められています。

「乳幼児健康診査の未受診の全数把握をしているか」に関しては、中間評価（令和元年度）目標値は99.0%となっていますが、藤井寺市では既に全数の把握を行っており、今後も継続的に実施していくことが必要です。

① 藤井寺市母子保健計画を継続して推進します

今後の方向性

- ◆乳幼児健康診査では、年齢に応じた受診勧奨を模索し、引き続き受診率の向上を目指します。
- ◆乳幼児健康診査の未受診者の把握については、今後も関係機関と連携し、全数把握に努めます。
- ◆健康課で実施する事業に加え、他の関係課や機関等の取り組みも含めた支援が、母子保健計画の推進上不可欠となっており、今後ますます重要となる体制の整備（連携体制の構築）を図ります。
- ◆母子保健の推進に中心的に関わる機関として、藤井寺市医師会や藤井寺市歯科医師会にも適宜諮りつつ、子ども・子育て支援事業計画とともに母子保健計画を策定・決定・公表します。

課題	指標名	直近値(H30年度)	5年後の目標
切れ目ない妊産婦・乳幼児への保健対策	低出生体重児の割合	9.1% ^{※1} (H29年)	減少
	むし歯のない3歳児の割合	88.1%	増加
	妊娠11週以下での妊娠の届出率	96.0%	増加
	妊娠中の妊婦の喫煙率	4.7%	減少
	妊娠中の妊婦の飲酒率	0.5%	減少
	乳幼児健康診査の受診率		
	4か月児健康診査	99.3%	維持
	1歳6か月児健康診査	95.1%	97.0%
	2歳6か月児歯科健康診査	92.3%	維持
	3歳6か月児健康診査	96.3%	維持
	仕上げ磨きをする親の割合	92.8% ^{※2}	増加
妊娠届出時にアンケートを実施し、妊婦の身体的・精神的・社会的状況について把握しているか	把握している	継続	
妊娠中の保健指導で産後のメンタルヘルスについて妊婦とその家族に伝える機会を設けているか	実施している	継続	
産後1カ月でEPDS9点以上を示した人へのフォロー体制を実施しているか	未実施	産婦健康診査にて把握し実施 (令和元年10月開始)	
ハイリスク児に保健師等が退院後早期訪問する体制があるか	実施している	継続	
学童期・思春期から成人期に向けた保健対策	児童における肥満傾向児の割合	3.5% ^{※3}	減少
	生徒の喫煙率	男子 1.6% 女子 1.5% ^{※2}	0%
	十代の飲酒率	男子 19.2% 女子 13.6% ^{※2}	0%
	朝食を欠食する児童の割合	13.5% ^{※2}	0%
子どもたちの健やかな成長を見守り育む地域づくり	乳幼児健康診査の未受診者の全数の状況を把握しているか	把握している	継続
妊産婦からの児童虐待防止対策	乳幼児健康診査の受診率(再掲)	再掲	再掲
	妊娠届出時にアンケートを実施し、妊婦の身体的・精神的・社会的状況について把握しているか	把握している	継続
	乳児家庭全戸訪問を実施しているか	実施している	継続

※1 大阪府主要健康福祉データ

※3 藤井寺市学校保健調査結果

※2 藤井寺市健康増進計画(第2次)・食育計画アンケート

他：健康課データ

4. 配慮や支援が必要な子ども・家庭への支援

(1) 児童虐待防止への取組の強化

現状と課題

児童虐待については、年々、相談件数が増えてきており、特に近年は虐待死などにつながる重大な事件が連続して発生しました。こうした事件の発生の影響から、平成28年に児童福祉法等の一部が改正され、本市では平成31年4月に子ども家庭総合支援拠点を設置し、要保護児童対策地域協議会での情報の共有と集積管理、他の行政機関や関係団体等との横断的な連携強化を図るなど、児童虐待防止に向けての措置に取り組んでいます。

児童虐待が起きる原因は様々ではありますが、虐待の発生を未然に防ぐためには、保護者が正しく養育を行う必要があります。また、子どもを育てる保護者のストレスが虐待へと結びつかないように、保護者の悩みやストレスの軽減に取り組む必要があります。同時に、虐待が起きた際の早期発見の仕組みや適切かつ迅速に対処できるような体制づくりを、今後一層進めていかなければなりません。

①児童虐待防止に関する情報提供や啓発を充実します

今後の方向性

- ◆児童虐待の防止に向けて、ポスター掲示やパンフレット等の配布、街頭キャンペーン、相談受付窓口の案内など、各種媒体を用いて周知啓発に努めます。
- ◆児童虐待が発生した際の緊急連絡先や発見時の通報先について、より一層周知啓発に努め、子どもの命と安全を守るための取組みに努めます。

②児童虐待防止に向けた体制を強化します

今後の方向性

- ◆子ども家庭総合支援拠点での情報収集と共有を行い、虐待事例や疑わしき事例が発生した際には、即座に対応することができるよう体制強化に努めます。また、虐待事例が発生した家庭や支援が必要な家庭に対し、地域の団体や関係機関とも協力しながら、日常の見守りや子育て相談などの支援を継続的に行います。
- ◆要保護児童対策地域協議会を適宜開催し、虐待の予防・再発防止に向けた対策を講じるとともに、関係機関との連携強化に努めます。

- ◆虐待に関わる職員や相談員等においては、各種研修を通して専門的スキルを高め、対応力の向上に努めます。また、近年の重大事例の発生を鑑み、本市において子どもの命が脅かされることのないよう、特に子ども家庭センターや子どもの生活の場となる施設関係者等とは連携・連絡調整を密に行うなどして、体制整備と連携構築を推進します。

(2) 障害のある子どもと家庭への支援

現状と課題

障害のある子どもに関しては、その子どもに応じた専門的な支援が必要となります。

本市では、様々な健康診査や家庭訪問の機会を通して、発達の遅れなどを確認したり、障害のある子どもの早期発見に取り組んでいます。また、福祉・保健・医療・教育等のネットワーク体制により情報の共有を図るとともに、障害児・障害者ふれあい支援事業による障害児（者）の他者との交流機会を提供、子どもの発達や育児についての相談受付、療育指導、療育センター（通園施設）の紹介や利用相談、発達障害等に起因する児童の行動変容に対応できる訓練（ペアレントトレーニング事業）、障害児福祉手当、重度障害者医療費の助成等の給付事業、補装具・日常生活用具の給付など、様々な事業を行っています。

保育所では、障害のない子どもと集団生活を行うことで発達を促し、学校では、特別支援教育で支援教育コーディネーター連絡協議会を開催して各校の取組状況の共有と質の向上を図っています。

今後も、障害のある子どもの成長に合わせた支援を行っていくことが必要です。

①療育体制の充実、障害児の居場所を確保・充実します

今後の方向性

- ◆各種健康診査や養育支援訪問事業等で把握した、障害児や発達の遅れのある子どもに関して、適切な支援や施設への案内などを行い、早期療養に努めます。
- ◆療育機関において、在宅療養や各福祉サービス等に関する相談や情報提供、日常生活支援等を実施します。
- ◆障害児（者）が地域の中で自分らしくいきいきと暮らせるように、少人数のレクリエーションや異世代間交流、地域住民との交流などのふれあい活動を推進します。また、放課後や長期の休暇中、障害児が療育訓練や余暇活動を受けられる居場所の確保に努めます。
- ◆発達障害等の児童の保護者を対象とした技術習得のためのペアレントトレーニングなど、保護者が障害のある児童を育てていくために必要な知識・技術の習得を支援します。

②一人ひとりの状況に応じた支援教育やインクルーシブ教育を推進します

今後の方向性

- ◆就学前施設や小・中学校において、支援が必要な障害児を受け入れるため、合理的配慮に基づいた施設的环境整備を行います。また、施設職員・教職員が正しい知識と技術で障害児を見守ることができるよう、限局性学習障害（SLD）や注意欠陥・多動性障害（ADHD）、自閉症スペクトラム症（ASD）等の発達障害についての研修等を実施し、インクルーシブ教育を推進します。
- ◆障害のあるなしに関わらず全ての子どもが友達づくりや共に学習する喜びを分かち合えるよう教育を推進します。

③障害児の家庭への支援を充実します

今後の方向性

- ◆重度障害者医療費の助成、特別児童扶養手当や障害児福祉手当の支給、補装具・日常生活用具の給付等により、経済的支援を実施します。
- ◆障害児の日常生活を支援するとともに、家族の負担を軽減する障害福祉サービスについて、個々のニーズを把握し、様々なサービスが提供できるよう努めます。
- ◆障害児を対象として、相談支援や通所による療育の提供、日中の居場所や創作活動、地域との交流など、心身の向上や社会参加への支援を行います。

④障害児支援のネットワークを強化します

今後の方向性

- ◆藤井寺市障害者支援会議や障害児通所給付費支給決定三課会議など、福祉・保健・医療・教育等の関係機関によるネットワークを使い、関係課で情報を共有し、障害の原因となる疾病の早期発見や早期治療、適切な医療や教育等の支援を行います。

基本目標Ⅲ. 子育てのしやすいまちづくりを推進します

1. 子どもや子育てに対する理解の促進

(1) 子どもの人権尊重、地域で子どもを育てる意識づくり

現状と課題

子どもの人権に関しては、平成元年に国連にて「児童の権利に関する条約」が採択され、子どもは自ら権利を行使する主体として位置付けられたことから、子どもの人権を擁護するための取り組みが進められてきました。我が国においても、戦後、児童福祉法、児童憲章が制定され、国民に対し子どもの権利に関する啓発が行われてきました。

子どもの人権が尊重される社会になるためには、社会に参加する全員が人権とは何かを理解する必要があり、そうした機運を醸成していくためにも人権やそれに関係する差別問題、いじめ問題といった事柄に関する周知啓発を行っていかねばなりません。

本市では、藤井寺市人権のまちづくり協会と協働した人権問題をテーマとする講演会の開催や、子どもの権利に関する情報提供等により、子どもの人権への意識向上と啓発を行っています。

①子どもの人権に関する情報提供や啓発を進めます

今後の方向性

- ◆市広報や啓発冊子・リーフレット等により「児童の権利に関する条約」等の普及・啓発に努めるとともに、人権関係団体の協力を得ながら効果的な啓発方法についての研究を進めます。
- ◆学校教育や社会教育においても人権に関する学習活動を行い、児童に対して権利や命の大切さについての啓発を推進します。

②人権に関する相談支援体制を充実します

今後の方向性

- ◆庁内において、市民の相談を受けた際に、その方の人権についても意識しながら支援が行えるように、職員の人権意識の向上に努めるとともに、人権相談ネットワーク会議を設置し、相談体制の連携強化を図ります。
- ◆要保護児童等対策地域協議会において、児童の人権に関する情報を関係機関と共有するなどして相談体制の強化を図り、事案が発生した際の対応力向上に努めます。

- ◆スクールカウンセラーと教職員、関係機関との連携により、学校で発生するいじめや不登校の問題に対して早期発見と解決に向けた支援に努め、また、人権に関する研修などの充実を図ります。
- ◆ひきこもり等への訪問による指導やさまざまな体験・学習活動への参加を促すことにより、不登校児童の状況の改善に努めます。
- ◆法務大臣の委嘱を受けた人権擁護委員や民生委員児童委員、主任児童委員と連携して、各種相談活動を実施します。

(2) ワーク・ライフ・バランスの推進

現状と課題

近年、我が国においては、仕事とプライベートの両立を図るワーク・ライフ・バランスが重視されるようになりました。旧来のような性別による家庭での役割分担や仕事ですべてといった固定概念が取り払われ、父母ともに子育てを行い、公平な分担の中で日々の営みを行っていくことが望まれています。一方で、現在においても、出産や子育てのために母親が離職するケースは少なくなく、父親が育休制度を取りにくいような職場雰囲気であるケースも多々見受けられます。

ワーク・ライフ・バランスの実現には、社会を構成員である我々自身がそれを理解し、個人の考え方を尊重できるようにならなければいけません。特に子育てに当たっては当人だけの問題ではなく、社会全体でそれを助けようという意識を培う必要があります。

本市においても、ワーク・ライフ・バランスの実現のため、育児休業の取得推進等の子育てに関する職場環境の改善に向けた啓発活動や、市民に向けた男女共同参画の意識啓発のためのフォーラムや講座の開催、家庭や学校における男女平等教育を推進しています。

①ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発に努めます

今後の方向性

- ◆企業や事業所に対する情報提供やセミナーの開催により、ワーク・ライフ・バランスが実現した職場づくりに向けた啓発活動を行います。
- ◆市民を対象としたフォーラムや講座の開催などを通して、育児や子育て支援に関する公的制度、労働者の権利を学んでいただくとともに、固定的な性別役割分担意識からの脱却に向けた啓発活動を行います。
- ◆父親の家事・育児への参加促進のため、技術や知識を習得できるような講座を実施し、父親の参加を促します。
- ◆離職した母親に対して、再就職に向けた能力開発に関するセミナーの実施や情報提供を行います。
- ◆その他、市ホームページ、市広報、チラシやリーフレットの配布等による普及啓発に努めます。

②庁内における男女共同参画の推進体制を構築します

今後の方向性

- ◆各審議会・委員会等への参画者を選定する際、女性委員の登用についてより積極的に働きかけ、行政や施策に女性の意見が反映されるよう努めます。
- ◆市職員の男女共同参画に対する意識の向上と知識の習得に向け、研修の実施や啓発紙の配布等を行います。
- ◆各部署に男女共同参画に知識のある人権推進員を配置し、市のあらゆる業務に男女共同参画の視点を反映するよう努めます。

2. 子育て・子育てにやさしいまちづくり

(1) 防犯・防災対策、交通安全対策の推進

現状と課題

子どもが安心して地域で生活していくため、子どもが犯罪や事故、災害などに巻き込まれることがないように、防犯・防災対策や交通安全対策の推進が求められています。

本市では、子どもの防犯対策として、防犯委員会や警察との協働により、登下校時の見守りや夏休み期間中の夜間巡視、警察官OBのスクールガードリーダーや青少年指導員等による校区巡回等により、地域の安全確保や防犯意識の向上に取り組んでいます。

防災対策として、ハザードマップを含む「藤井寺市防災ガイドブック」の全戸配布、市広報への防災記事の掲載、災害時にはホームページやSNS等の活用による情報発信等を行っています。また、自主防災組織の結成促進や防災訓練への協力・支援を行うことで、地域での防災意識の向上と防災活動の活性化につなげています。

交通安全対策として、通学路の点検や交差点カラーの舗装化、グリーンベルトの設置等により改善が必要な箇所の対応を行っています。また、保育所・幼稚園・学校において、交通安全教室等を通して児童の交通安全への意識を高める取り組みを行っています。

①地域と協力した防災活動や防犯体制の強化を推進します

今後の方向性

- ◆自主防災組織への支援や地域の防火活動、防犯活動の促進など、地域の自治会、関係団体と協力しながら市の防災・防犯体制を構築し、強化していきます。
- ◆藤井寺市防災ガイドブック・市広報による周知に加え、ホームページやSNS等も複合的に活用しながら、積極的な防災情報の発信に努めます。

②子ども等への防犯・防災教育を推進します

今後の方向性

- ◆保護者、学校、地域住民、警察、その他関係機関との連携協力の下、地域における子どもの見守りや安全確保などのパトロール活動を推進します。
- ◆学校における防災教育や避難訓練を推進します。

③子ども等の交通安全対策を充実します

今後の方向性

- ◆警察と協力して学校、就学前施設などで交通安全教室等を開催し、子どもが交通ルールを覚え、交通安全の大切さを意識していけるよう努めます。

(2) 子育てバリアフリーの推進

現状と課題

子育てがしやすいまちづくりのためには、子育て中の保護者や子どもの目線で見た子育てバリアフリーの推進が必要になります。

本市では、駅周辺の駐輪禁止区域の設定や放置自転車の撤去等により、歩道の確保に取り組んでいます。今後は、新たな商業施設の建設等による不法駐輪の増加や、世界文化遺産登録に伴う古墳周辺の道路・歩道等の交通量の増加が予想されるため、歩行空間の整備を一層進める必要があります。

また、子育て家庭に配慮した居住空間の整備として、現在、本市内で2棟28部屋（令和元年10月現在）が「登録住宅」とされており、府の指定を受けた「居住支援法人」が、登録住宅への入居にかかる情報提供や相談、見守り等、要配慮者への生活支援を行っています。今後は、高齢者、障害者、子育て世帯等について住宅の確保の必要な方が増加する見込みではありますが、公営住宅は大幅な増加が見込めないため、民間の空き家・空き室を活用した新たな住宅セーフティネット制度における「登録住宅」を増やすことを検討する必要があります。

①福祉のまちづくりを進めます

今後の方向性

- ◆大阪府「福祉のまちづくり条例」に基づき、公共施設や市内の各設備等のバリアフリー化を促進します。また、公共の施設においては、事業者への指導・検査を行うことにより、市民や子どもが不便なく使えるようにバリアフリーを推進します。

②安全・快適な歩行空間の整備を進めます

今後の方向性

- ◆市内の歩行空間について、歩車分離、幅員の確保、段差解消等に努め、子どもや車いす・ベビーカーを使用される方でも安心して歩行できるよう改善に努めます。また、国・府道についても、必要に応じて関係機関への働きかけを行います。
- ◆通学路・通園路を定期的に点検し、危険箇所を把握して、改善が必要な場合は修繕工事等を行い、交通の安全確保に努めます。また、違法・迷惑駐車防止に向けた取組みを進めることで、安心してらせるまちづくりに努めます。

③子育て家庭に配慮した居住空間の整備を進めます

今後の方向性

- ◆緑豊かな環境で子どもが情操を育みながら成長していけるように、景観にも配慮しながら快適な生活空間の確保に努めます。
- ◆公的融資制度を活用するなど、良質な住宅建設への誘導や子育て世帯向け住宅供給促進を検討します。

第7章 量の見込みと確保方策

●量の見込みと確保方策を設定する趣旨

子ども・子育て支援法の規定に基づき、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域（教育保育・提供区域）において、各年度における教育・保育の量の見込み（ニーズ量）と地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、実施しようとする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保方策（施設の利用定員など）を定めます。

※量の見込みについては、平成30年8月24日に示された国の「第二期市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等の考え方」及び同年11月に大阪府より示された「市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き（大阪府版）」を基に算出し、一部実態に沿っていない数値については、藤井寺市独自の考え方で算出を行いました。

1. 教育・保育提供区域の設定

第一期計画においては、藤井寺市がコンパクトなまちであること、これに伴い区域（小学校区等）を横断した保育サービスの利用があること、他の福祉関連の計画においても日常生活圏域を一つとして捉えたサービス提供を図っていることから、市全域での様々なサービスの柔軟な供給体制を確保すべく、教育・保育の提供区域を市の全域で一つとして設定しておりました。

第二期計画でも引き続き教育・保育提供区域を市域全体で一つとして設定し、見込まれるニーズ量に対して供給を確保できるよう各事業・施設の整備に努めます。

2. 就学前児童への教育・保育事業の量の見込みと確保方策

就学前児童への教育・保育事業については、子どもの年齢や保育の必要性の状況に応じて、以下の3区分に認定してサービスを提供します。

認定区分	対象となる子ども		主な提供施設
1号 (教育標準時間認定)	満3歳以上	教育を希望される場合	幼稚園（市立幼稚園は4歳以上） ・認定こども園
2号 (満3歳以上保育認定)	満3歳以上	「保育の必要な事由」に該当し、保育を希望する場合	保育所・認定こども園
3号 (満3歳未満保育認定)	満3歳未満		保育所・認定こども園 ・地域型保育事業

(1) 1号認定

1号認定子どもについては、保育ニーズの高まりとともに、一貫して減少傾向を示しています。また、平成27年度以降、本市においては民間保育所2施設が幼保連携型認定こども園へ移行、私立幼稚園1施設が幼稚園型認定こども園に移行するなどして1号認定と2号認定子どもが同じ施設に通うことになり、保護者の就労状況に変化が生じても同じ施設を利用できるといった柔軟な対応が可能な施設が増えてきております。

一方で、市立幼稚園につきましては、平成30年8月に策定しました藤井寺市立幼稚園・保育所再編実行計画（前期計画）において、集団教育の効果の確保のため、一部統合^{*}が実施されることが決定し、今後の再編については、令和5年度から開始が予定されている後期計画に向けて検討を行うこととなっています。

1号認定子どもの見込まれるニーズ量に対する利用定員は十分に確保できているため、施設の増設は必要なく、今後は民間保育園が認定こども園への移行を望まれた際の相談支援と、公立施設については藤井寺市立幼稚園・保育所再編実行計画の後期計画に向けて、適宜検討を重ねてまいります。

※令和2年度より、藤井寺西幼稚園及び藤井寺南幼稚園野中分園が藤井寺南幼稚園に、道明寺東幼稚園が道明寺南幼稚園に統合予定。
令和3年度より、藤井寺北幼稚園が藤井寺幼稚園に統合予定。

(単位：人)

1号認定（3～5歳）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	601	556	505	484	467
藤井寺市	496	459	417	399	385
他市町村の受入分	105	97	88	85	82
確保方策	1,079	939	939	939	939
特定教育・保育施設	832	692	692	692	692
市内	786	646	646	646	646
市外	46	46	46	46	46
確認を受けない幼稚園	247	247	247	247	247
市内	0	0	0	0	0
市外	247	247	247	247	247

(各年5月1日現在)

(2) 2号認定

現在の保育ニーズの増大に関する主な理由は、1・2歳児から子どもを保育施設に預けるケースが増えており、従来の保育施設では年齢が上がるごとに利用人数が増えていきましたが、近年では1・2歳児の利用率が3歳以上児に近くなってきたため、全体の利用率が増加するという構造になっています。

2号認定子どもについては、令和2年度に開設となる民間保育園1施設で確保方策（利用定員）の底上げがされております。また、保育ニーズは増加しておりますが、少子化の影響に伴って全体の利用人数は徐々に減少する見込みとなっております。

市立保育所についても、市立幼稚園と同様に、施設のあり方と再編について藤井寺市立幼稚園・保育所再編実行計画（後期計画）に向けて検討することとなっております。

予想される施設の利用率が100%に近く、予断を許さない状況であり、施設の整備に関しましては、3号認定と合わせて、保育施設等の参入等により利用定員の増加をはかり、今後、2号認定のニーズがどのように変遷するかを注意深く観察し、状況に応じて適切に判断してまいります。

(単位：人)

2号認定（3～5歳）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	790	765	724	717	711
確保方策	817	817	817	862	862
特定教育・保育施設	811	811	811	856	856
市内	805	805	805	850	850
市外	6	6	6	6	6
企業主導型保育施設 （地域枠）	6	6	6	6	6
認可外保育施設	0	0	0	0	0

(各年4月1日現在)

(3) 3号認定

3号認定子どもについては、現在、もっともニーズが増大している区分になります。これは、各家庭の核家族化、女性の就業率の増大に伴って、家庭での保育の担い手が少なくなってきたことにより、子どもを1歳または2歳から施設に預けるケースが増えてきたことが主な原因として考えられています。本市においても、待機児童は主に3号認定を中心に発生しており、増大するニーズへ対応するため、また、女性の社会参加を支援するためにも、3号認定における利用定員の確保が急務とされているところです。

本市におきましては、平成29年度に小規模保育事業1か所が開設し、令和2年度に民間保育施設1施設が開設予定であることから利用定員の底上げを図っておりますが、いまだにニーズ量は増加傾向にあるため、今後は2号認定と合わせた計画として、保育施設等の参入等の参入等により、利用定員の増大を図るとともに、ニーズの推移を注視しながら、適切な利用定員の確保に努めてまいります。

(単位：人)

3号認定（0歳）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	86	86	85	85	85
確保方策	118	118	118	121	121
特定教育・保育施設	104	104	104	107	107
特定地域型保育事業	5	5	5	5	5
企業主導型保育施設	7	7	7	7	7
認可外保育施設	2	2	2	2	2

(各年4月1日現在)

(単位：人)

3号認定（1～2歳）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	450	462	470	462	449
確保方策	454	454	454	476	476
特定教育・保育施設	393	393	393	415	415
特定地域型保育事業	14	14	14	14	14
企業主導型保育施設	27	27	27	27	27
認可外保育施設	5	5	5	5	5
幼稚園における一時預かり事業 （2歳児）	15	15	15	15	15

(各年4月1日現在)

3. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

(1) 時間外保育事業（延長保育事業）

保育の必要性の認定を受けた子どもについて、保護者のやむを得ない理由により、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、保育所・認定こども園等で保育を実施する事業です。

今後も、引き続き各施設で事業を行うことにより、保護者のニーズに応じてまいります。

(単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	323	313	301	294	289
確保方策	403	403	403	403	403

(2) 一時預かり事業

日常生活上の突発的な事情や社会参加などにより、家庭で保育を受けることが一時的に困難な就学前児童について、幼稚園、保育所、認定こども園、その他の場所において、一時的な預かりや保育等を行う事業です。

①幼稚園等における在園児を対象とした預かり保育

幼稚園等の在園児を対象として、通常の教育時間の前後や長期休業日等において、預かりを行う事業です。

見込まれるニーズ量に対する確保方策は達成しており、令和2年から令和3年にかけて行われる幼稚園統合後の市立幼稚園全園においても一時預かり事業を開始予定となっています。今後も引き続き、適切な事業展開に努めます。

(単位：人日)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	20,296	19,253	17,966	17,668	17,532
確保方策	27,816	32,696	32,696	32,696	32,696

②一時預かり事業（在園児対象以外）、子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業を除く）、子育て短期支援事業（トワイライトステイ）

①以外の場合において、保育所や認定こども園等で行う一時預かりや就学前児童を対象とした子育て援助活動支援事業です。

子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業を除く）では、育児の援助を行いたい人と育児の援助を受けたい人からなる会員制による相互援助活動を実施します。

トワイライトステイとは、保護者が仕事等の理由により平日の夜間または休日に不在となり、家庭における子どもの養育が困難になった場合に、児童養護施設等で子どもを保護し、生活指導、食事の提供等を行う事業です。

量の見込みに対して確保方策が不足しているため、保育所等における当該事業の拡充を検討し、受け入れ態勢の確保に努めます。

(単位：人日)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	11,715	11,446	11,110	10,851	10,624
確保方策	8,940	8,940	8,940	11,880	11,880
一時預かり事業 (在園児対象以外)	8,552	8,552	8,552	11,492	11,492
子育て援助活動支援事業	346	346	346	346	346
トワイライトステイ	42	42	42	42	42

(3) 病児・病後児保育事業

病気にかかった子どもの体調が落ち着いてきた後、保護者が仕事等で子どもを看られない時に、施設に付設された専用スペースにおいて、看護師等が一時的に保育を行う事業です。

公立・民間の各園では体調不良児対応型を実施しており、令和2年度から民間保育園で新たに病後児保育（病後児対応型）を開始します。

今後は利用ニーズの変遷を見極めながら、周知啓発に努めます。

(単位：人日)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	1,871	1,813	1,741	1,704	1,674
確保方策	3,172	3,172	3,172	3,172	3,172

(4) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

ショートステイとは、保護者の疾病等の理由により、家庭における子どもの養育が一時的に困難となった場合に、緊急一時的に施設で母子を一定期間養育・保護する事業です。

今後も、ショートステイが必要になった際、適切な支援を行えるように、施設の確保に努めてまいります。

(単位：人日)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	17	17	16	16	16
確保方策	84	84	84	84	84

(5) 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互に交流し、子育てについての相談対応、情報提供、助言等を行うことにより、家庭や地域における子育て機能の向上や子育て中の親の孤独感や不安感を低減するため、地域にて子育て支援の拠点を設置する事業です。

既にニーズ量に対する受け皿は確保できておりますが、今後は、出張ひろばなどに積極的に取り組んで、より広く参加していただけるように努めます。

(単位：人回)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	17,232	17,097	16,934	16,473	16,022
確保方策	22,424	22,424	22,424	22,424	22,424

(6) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）※就学後

子育ての手助けを受けたい人（依頼会員）と子育ての手助けを行いたい人（援助会員）が会員となって、子育ての援助を行う相互援助活動を支援する事業です。

今後も、依頼会員と援助会員の適切なマッチングを支援し、地域での助け合いを促進していただけるよう積極的な支援を実施します。

(単位：人日)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	134	131	128	125	119
確保方策	245	245	245	245	245

(7) 養育支援訪問事業

児童への虐待が疑われる家庭や育児不安を抱えている家庭、出産後の養育について支援が必要と思われる妊婦等、養育支援が特に必要な家庭を訪問し、養育に関する相談・指導・助言等を行うことにより、家庭での適切な養育を確保する事業です。

今後も、養育支援が必要な家庭の早期把握に努め、その家庭に対して必要な対応を行います。

(単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	11	11	11	11	11
確保方策	11	11	11	11	11

(8) 妊婦健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。今後も全ての妊婦を対象に受診券（14回分）を配布して受診推奨に努め、助成を継続していきます。

(単位：回)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	5,443	5,305	5,153	5,015	4,876
確保方策	5,443	5,305	5,153	5,015	4,876

(各年度末現在)

(9) 乳幼児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭に保健師等が訪問し、子育てに関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

今後も、すべての家庭を訪問することを目標として、周知啓発に努め、事業を継続していきます。

(単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	397	387	376	366	356
確保方策	397	387	376	366	356

(各年度末現在)

(10) 放課後児童健全育成事業

小学校に通う児童のうち、保護者が就労等により昼間家庭にいない児童に対して、放課後に適切な遊びや生活の場を提供し、子どもの健全な育成を図る事業です。

本市では、放課後児童会を主に市立小学校で実施しており、第二期計画では、ニーズの増大が予測されますので、これに対応できるよう量の確保に努めます。

(単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	691	723	748	770	776
1～3年生	592	610	617	629	623
4～6年生	99	113	131	141	153
確保方策	790	790	790	790	790
1～3年生	630	630	630	630	630
4～6年生	160	160	160	160	160

(各年5月1日現在)

(11) 利用者支援事業

子どもやその保護者、または妊娠している方が、教育・保育・保健や他の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう相談に応じ、情報提供や助言、関係機関との連絡調整等を行う事業です。

本市では、適切な事業類型の検討を行い、第二期計画期間中に1か所の実施ができるよう努めます。

(単位：か所)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
確保方策	1	1	1	1	1

(各年度末現在)

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、保護者が支払うべき日用品、文房具、その他必要な物品の購入に要する費用または行事への参加に要する費用等の一部を補助する事業です。また、令和元年10月よりスタートしました幼児教育・保育の無償化にあわせて、子ども・子育て支援新制度に移行していない私立幼稚園の園児につきましても、副材料費にあたる給食費の補助が新たに追加されました。

本市におきましても、子ども・子育て支援新制度に移行していない私立幼稚園の園児につきまして、副材料費にあたる給食費の補助を、令和元年10月より実施しています。

(13) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

多様な事業者の新規参入を支援するための保育士等の巡回支援や、私立認定こども園における特別な支援が必要な子どもの受入体制の構築に対し、必要な費用の一部を補助する事業です。

現在、本市では実施していない事業ですが、国等の動向を踏まえながら、事業の実施方法を検討していきます。

第8章 計画の推進体制

1. 子ども・子育て会議の開催

子ども・子育て支援に係る全般的な協議及び情報共有と、計画の進捗状況の確認・評価・見直し等のために、適宜、子ども・子育て会議を開催します。

2. 推進体制の整備

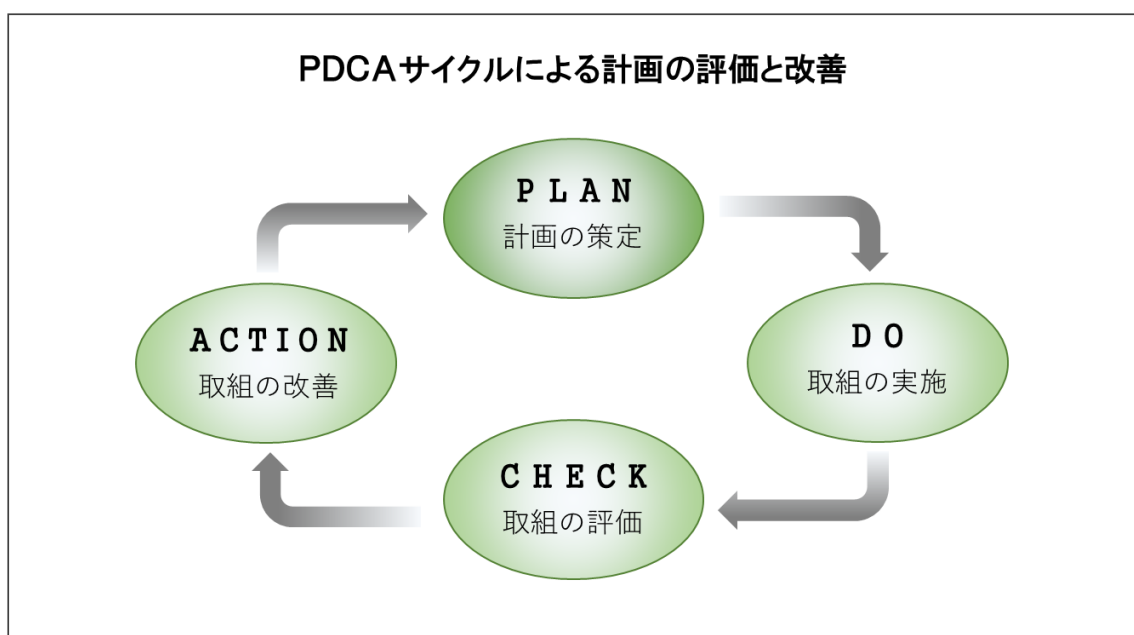
子ども・子育て支援に関わる関係部局で組織される藤井寺市子ども・子育て支援新制度推進連絡会議を中心に、庁内で連携・協力しながら、様々な施策の積極的な実施に取り組みます。

3. 地域における取組や活動の連携

子育て中の保護者をはじめ、保健・医療・福祉・教育等の関係機関・団体等、地域全体で子育て支援に取り組んでいけるように、計画内容の広報・啓発に努め、協力関係を築いていきます。

4. PDCAサイクルによる検証

この計画を進めるうえで、PDCAサイクルにより、数値目標や評価指標を定期的に検証し、実施する事業や取組みがより効果的な支援につながるよう検討しながら、更なる展開や見直しにつなげるものとします。



資料

1. 藤井寺市子ども・子育て会議条例

平成 25 年藤井寺市条例第 20 号

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 77 条第 1 項の規定に基づき、藤井寺市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 子ども・子育て会議は、法第 77 条第 1 項各号に掲げる事務を処理するものとする。

(組織)

第 3 条 子ども・子育て会議は、委員 10 人以内で組織する。

2 子ども・子育て会議の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 子ども関係団体に属する者
- (3) 子どもの保護者
- (4) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (5) 市長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は 2 年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 5 条 子ども・子育て会議に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選により選出し、副会長は会長が指名する。
- 3 会長及び副会長の任期は、委員の任期とする。
- 4 会長は、会務を総理し、会議を代表する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 子ども・子育て会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会長は必要があると認めるときは、関係者の出席を求めその意見を聴き、又は資料の提供を求めることができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の組織及び運営について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和34年藤井寺市条例第17号)の一部を次のように改正する。(以下、略)

2. 藤井寺市子ども・子育て会議 委員名簿

(◎：会長 ○：副会長)

氏名	所属
石垣 雄一	藤井寺市立学校園PTA連絡協議会 会計監査
岩下 房子	学校法人大阪聖マリア学園 認定こども園 藤井寺カトリック幼稚園 園長
岡本 祐典	藤井寺市こども会育成連絡協議会 会長
○興石 由美子	常磐会短期大学 幼児教育科 准教授
土井 義博	社会福祉法人神愛福祉会 理事長 (ラミー保育園)
中川 早織	子どもの保護者
中辻 智子	子どもの保護者
◎星野 智子	大阪緑涼高等学校 学校長
福森 節子	藤井寺市母子寡婦福祉会 会長
松田 直子	民生委員児童委員協議会 主任児童委員

(令和元年9月1日より。50音順。敬称略)

3. 計画策定の経緯

年	月日	内容
平成30年	11月6日	第13回藤井寺市子ども・子育て会議 ・第二期計画に係るニーズ調査について
	12月18日	第14回藤井寺市子ども・子育て会議 ・第二期計画に係るニーズ調査について
	1月17日～ 1月31日	「子育て支援に関するニーズ調査」の実施
令和元年	5月22日	第16回藤井寺市子ども・子育て会議 ・第二期計画に係るニーズ調査の結果について
	8月27日	第17回藤井寺市子ども・子育て会議 ・量の見込みと確保方策について
	11月15日	第18回藤井寺市子ども・子育て会議 ・第一期計画の評価について
	12月19日	第19回藤井寺市子ども・子育て会議 ・第二期計画の素案について
令和2年	1月●日	第20回藤井寺市子ども・子育て会議 ・第二期計画の素案について
	●月●日～ ●月●日	パブリックコメントの実施
	●月●日	第21回藤井寺市子ども・子育て会議 ・パブリックコメントの結果 ・第二期計画最終案の検討

第二期藤井寺市子ども・子育て支援事業計画

(令和2年度～令和6年度)

令和 年 月

企画・編集 藤井寺市 子ども・健康部 子ども政策課